

青森市埋蔵文化財調査報告書 第88集

国史跡高屋敷館遺跡

環境整備報告書

平成17年度

青森市教育委員会 浪岡教育事務所



11世紀の史跡高屋敷館遺跡 推定復元図（高島成侑氏画）

序

国史跡高屋敷館遺跡は、周囲を環壕と土塁に囲まれた古代の集落遺跡として平成13年 1月に史跡指定を受け、平成13・14年度でほぼ公有地化を終了した遺跡であります。

本遺跡に係る調査は、国道7号線浪岡バイパス工事に係る事前調査として平成 6 年からはじまり、多くの成果が報告されました。特に、その特徴的な遺跡構造は東北地方北部における社会状況を示すものとして広く全国的に注目され、歴史的意義が高いとして国史跡に指定されました。その間、浪岡町教育委員会により環境整備を目的とした調査が二度にわたって行われています。

特に、浪岡町により本格的に史跡整備事業が開始された平成16年度の遺構確認調査では、土塁内の主要部において柵列跡の可能性のある柱穴列を検出したことから、集落の構造について関心と注目が集まっております。

平成17年 4 月 1 日に遺跡が所在する浪岡町と青森市とが合併したことに伴い、調査主体が浪岡町教育委員会から青森市教育委員会浪岡教育事務所に移管されましたが、史跡整備事業は浪岡地区だけではなく、北東北地方の古代史を理解する上で欠くことのできない事業であるとの認識に立ち、継続して進めていく所存です。

関係各位に於かれましては、旧に倍しての御力添えをお願い申し上げます。

最後に、ご指導・ご協力を賜りました皆様に記して感謝の意を表するものであります。

平成18年 3 月

青森市教育委員会

教育長 角 田 詮二郎

例 言

- 1 本書は、平成17年度に青森市教育委員会浪岡教育事務所が実施した国史跡高屋敷館遺跡環境整備事業に係る報告書である。なお、本事業における発掘調査は、史跡整備に不可欠な情報の収集とともに遺跡の保存並びに保護を主目的とすることから、通常の遺跡調査とは調査方法、方針、報告書の記述方法などの点において異なる点を了承されたい。
- 2 本書の編集並びに執筆は木村浩一・竹ヶ原亜希が担当した。
- 3 本報告書の土層の注記については、『新版標準土色帳』（小山正忠・竹原秀雄 1993）に準拠した。
- 4 挿図の縮尺は図ごとに示し、各種遺構平面図の方位は磁北を示した。なお、写真図版の縮尺は統一を図っていない。
- 5 遺物番号は図版・写真で個体ごとに同一の番号を付し、文中では（ ）内に示した。
- 6 出土遺物及び記録図面並びに写真等の関係資料は、青森市教育委員会浪岡教育事務所が保管している。
- 7 遺構保護・保存整備工事は(株)佐藤渡辺浪岡営業所が行った。
- 8 発掘調査並びに報告書の作成にあたり、次の方々からご教示・ご指導を賜わった。

ここにお名前を記し、深く感謝の意を表する。（敬称略・順不同）

遠藤巖・小口雅史・保原恒雄・小野健吉・小林勝・坂井秀弥・鈴木和子・関根達人・清野孝之・
相馬信吉・高杉博章・高橋学・成田誠治・畠山昇・三浦圭介・三浦貞栄治・村越潔・村田晃一

目 次

序

例言・目次

第1章 遺構保護・保存整備事業	1
第2章 遺構確認調査（発掘調査）.....	2
第1節 調査にいたる経緯	2
第2節 調査経過	5
第3節 検出遺構	8
第4節 出土遺物	32
第3章 まとめ	36
参考資料	40
引用文献・参考文献	43
（発掘調査抄録）.....	44
写真図版	45

史跡高屋敷館遺跡位置図



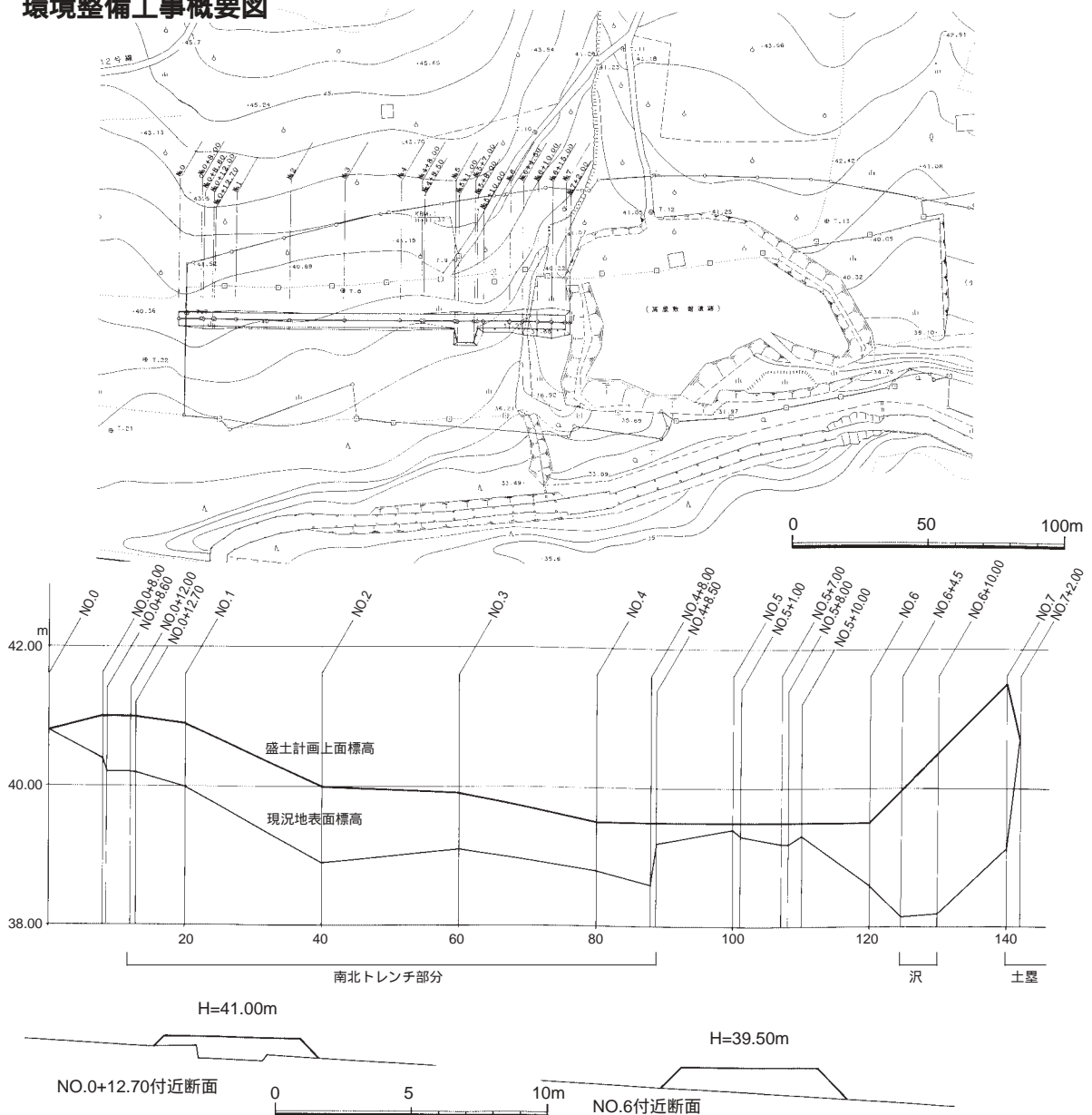
第1章 遺構保護・保存整備事業

1. 環境整備工事対象区域

遺構の保護及び保存のため、主要部外南側地区において一部整備盛土を行った。

工事にあたっては、遺跡主要部に開口したままの壕を埋め戻し、遺構面を保護することを目的とするが、そのためには、史跡内に工事車両が遺構を損ねることなく通行できることが必要となる。今年度、史跡南側の資材運搬経路付近に南北トレンチの調査区があったため、調査後の保護盛土を利用して主要部に至る最短の作業用通路とすることにした。規模は、延長142m、上幅5m（車両回転場所として一部を拡張した）である。埋め戻しに用いる材料はクッション性が高く、塩化物を含まない洗い砂を用い、遺構及び遺物の保護に努める。ただし、砂のみでは上面の硬化が望めず、車両の通行が困難となるため、上面に砕石による被覆を行う。将来の整備終了後は、砕石層は除去し、砂は現地（史跡内）で拡散させることで遺構保護層としても用いるものとする。

環境整備工事概要図



第2章 遺構確認調査（発掘調査）

第1節 調査にいたる経緯

古代の環壕集落として地域及び日本史上特筆すべき存在である高屋敷館遺跡は、平成12年度に国指定史跡の指定を受け、平成14年度までで史跡の公有化事業を終了した。次の段階として、平成16年度から史跡の保存及び活用のために史跡環境整備事業を行うこととなった。

遺構保護・保存整備にあたっては、緊急調査時に検出した遺構の埋め戻しが不足していることから、遺構の保護埋め戻しを行うこととした。当初は、壕部分の埋め戻しを予定したが、壕の整備方法が未定であることや国道7号バイパスの工事により埋め戻し土の運搬が困難であることから大規模な埋め戻しは次年度以降に行うこととし、遺構に影響を与えないように埋め戻し（整備用）の砂等を運搬する仮設道路を設置した。

史跡の活用に係わる整備事業に際し、平成16年度に高屋敷館遺跡環境整備委員会を組織して、検討作業を行うこととなったが、その中で、指定面積の約50%について青森県埋蔵文化財調査センター（以下、「埋文センター」と省略する）が行った国道7号バイパスに係る緊急調査の報告書だけでは、史跡整備に必要な情報が不足している感が否めないとの指摘を受けた。このため、平成16年度は最少限の発掘調査だけでも行わざるをえないとして、史跡整備の基礎資料として必要不可欠な「主要部（土塁内部）」の遺構確認を行うため、発掘調査計画の立案に至った。

また、平成7年度に埋文センターが行った緊急調査の際に、主要部の南側に試掘調査として設定されたトレンチ（以下「南北トレンチ」と呼称する）が、報告及び埋め戻しのないままにされていたことが明らかになった。整備委員会からは、その状況を確認（調査）し報告することで、主要部南側の試掘調査に替えることも考慮すべきであるとの指導を受けた。

これらの指導・提言を受け、平成17年度も平成16年度に検出した柱列跡を含め、主要部の遺構確認調査と主要部南側の遺構確認調査を中心に行うこととした。以下に発掘調査要項をあげ、調査の概要を示す。

平成17年度「史跡高屋敷館遺跡環境整備事業」に係る発掘調査要項

青森市教育委員会 浪岡教育事務所 社会教育課

1. 調査の目的

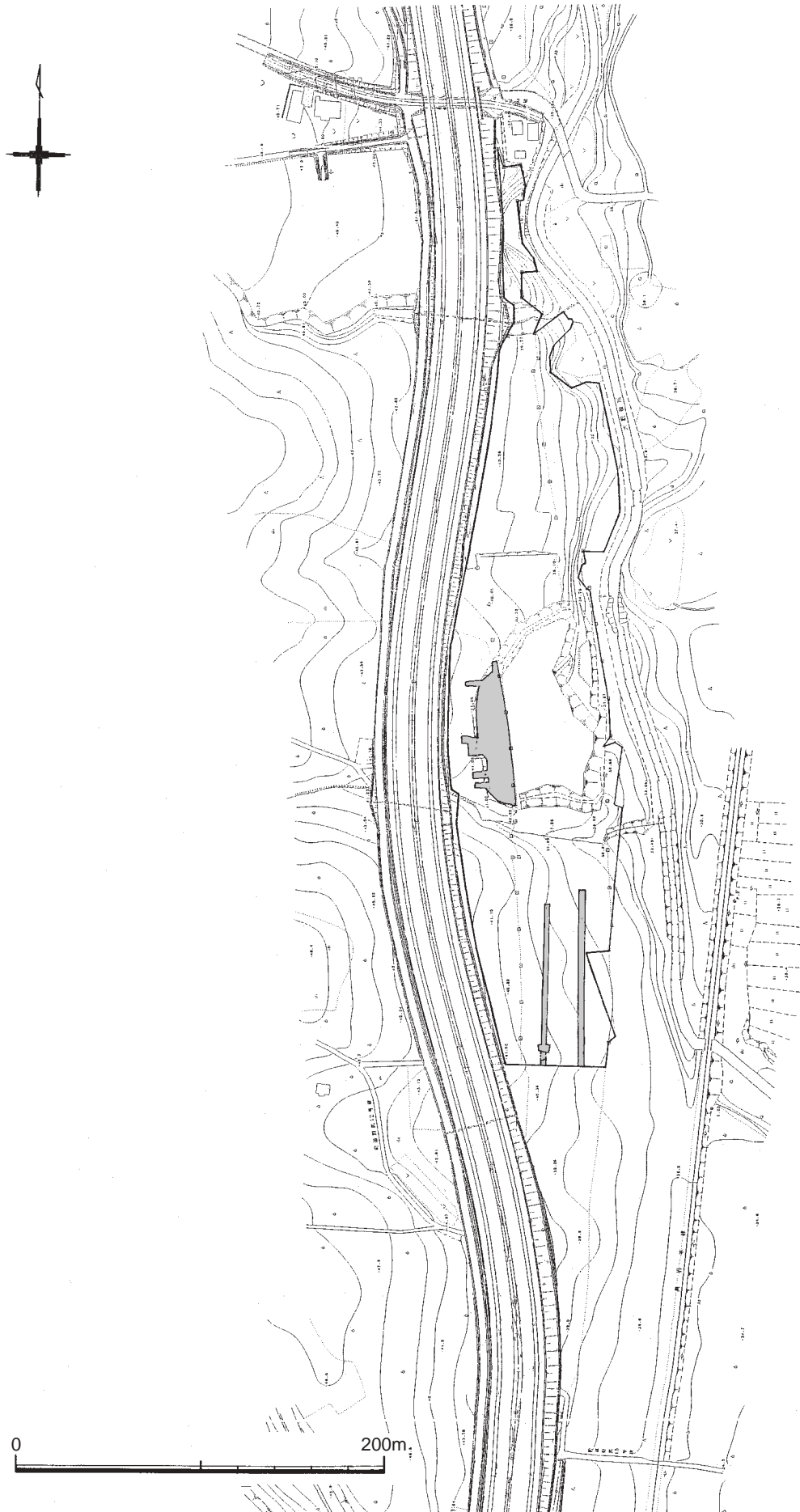
史跡高屋敷館遺跡の環境整備事業に際し、主要部内の未調査部の遺構配置並びに南北トレンチにおける遺構の広がりを確認する。

2. 遺跡の概要について（埋文センター資料から抜粋）

高屋敷館遺跡は、津軽中山山地の南部から連なる標高40～44mの前田野目台地上にあり、遺跡の東側には、大釈迦川が隣接して南流している。建設省国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う埋文センターによる発掘調査からは、大規模な環壕と土塁で囲まれた平安時代（10世紀後半～12世紀前半）の集落が検出されている。

環壕で囲まれた面積は3,400㎡であるが、東側では河川による崩落と見られる区域もあるため、本来は

第1図 史跡指定範囲並びに平成17年度調査区



4,000㎡前後の面積を有していた可能性がある。これまでに遺構としては、土塁、環濠、橋跡（橋脚4本）、竪穴建物跡（約160軒）、鍛冶工房跡（3棟）、土坑（42基）、井戸跡（2基）、溝（10条）などが検出されている。また、出土遺物は、土師器、須恵器、鉄器（斧・刀子・鎌・紡錘車等）、多量の鉄滓、羽口、銅製品、木製品、土製品等がある。

3. 調査地及び所有者

調査地地番 青森市浪岡大字高屋敷字野尻 地内
土地所有者 青森市
調査対象地域は第1図参照。

4. 調査面積 約1,270㎡

5. 調査期間等予定（期間中に所定の日数を行う）

準備作業	平成17年4月1日～平成17年7月28日
整備及び調査準備作業	平成17年7月29日～平成17年8月15日
調査及び整備作業	平成17年8月16日～平成17年12月5日
整理・報告書作成作業	平成18年1月11日～平成18年2月28日

6. 調査体制

高屋敷館遺跡調査員 高島 成侑
青森市教育委員会浪岡教育事務所 社会教育課（文化チーム）

課長	成田 豊昭
主幹	木村 浩一（発掘調査担当）
主査	船水 良誠
主事	竹ヶ原 亜希（発掘調査担当）
調査作業員	秋元正子・鎌田百合子・鎌田直美・工藤仁美・工藤美香・工藤泰子・須藤千代・ 武田秀美・田村広江・対馬英子・対馬睦子・西村和子・西村みと子・長谷川輝子・ 藤本範子

7. 調査方法

確認した遺構を中心に平面での記録保存を図る。さらに、遺構の広がり等について検証し、遺構の確認と遺物の検出に努める。

- 1) 測量（実測）は、遣り方と平板測量を併用する。
- 2) 遺構略称は、従来までの調査と整合性を持たせるため、独立行政法人奈良文化財研究所方式をとる。
例 掘建柱建物跡・SB、溝跡・SD
- 3) 遺物略称は、従来までの調査と整合性を持たせるため、浪岡地区発掘調査方式をとる。
例 土器・P、鉄製品・F
- 4) 遺構名は国史跡高屋敷館遺跡環境整備に係る調査において検出したものについては、調査年次にかか

わらず通し番号を付して報告する。

- 5) 遺構については、検出面(確認面)からの掘り下げを行わず、確認した段階で実測及び写真撮影等を行い記録の保存に努める。
- 6) 確認面に至るまでに除去した表土及び覆土から検出した遺物はすべて取り上げるが、遺構に埋没している遺物については取り上げず、現状を維持する。
- 7) 環境整備に係る調査を行うにあたって、埋文センターが緊急調査を行った際に設置した、旧国土座標に対応したグリッドをそのまま採用した。グリッドは4 m間隔で、北から南へ算用数字、東から西へアルファベットが付されている。各グリッドは北東隅の杭の記号を呼称した。また、調査に用いた標高原点は、埋文センターが調査の際設定した成果を用いている。

8. 調査報告書の作成

調査結果については、国史跡高屋敷館遺跡環境整備報告書の中で、成果を公表する。

第2節 調査経過(発掘調査日誌から抜粋)

7月4日(月)文化庁にて環境整備工事対象箇所について打合せ。

7月29日(金)現状変更許可がある。

8月16日(火)資材等移設。

8月25日(木)準備(草刈)作業。概ね主要部は草刈を終了した。南北トレンチ(史跡内の主要部南側に設定されたトレンチを仮称する。以下同様)箇所については、概ね全体を検出できた。

8月30日(火)15・17・18ラインで東西ベルトを設置。全体的に2 cmほど表土除去。堆積状況を確認するために、設定したベルトに沿って細く深さ2 cm程度のトレンチを入れる。表土から現代磁器片を含む土師器・流動滓などの遺物を検出。

8月31日(水)平成16年度調査区再精査。調査区南側に東西ベルトを設定後、移植ヘラにて一枚掘り下げ。一部で壕東側にテラス状に広がる箇所、もしくは壕と重複する遺構がある可能性を考慮。BM移設。昨年度確認したBM杭より、T-25区側にBM:40.60m、南北トレンチ側にBM:39.70mを設定。

9月1日(木)主要部北側について、確認した深さまで覆土を掘り下げることとする。P-15区付近で北壕の落ち込みと思われるプランを検出する。要精査。南北トレンチの現況平面図をS=1/100にて作成する。概ねI-45~66区にかけての全長90m、幅2 m弱のトレンチであった。

9月6日(火)主要部北側について表土・覆土除去。一部地山を検出。SA-01延長と考えられるプラン検出。O~Q-22区以南は攪乱が深くまで入り込んでいるようだ。北壕の北側落ち込みを検出し、上端幅を確認するため、P-15区以北について、調査区東側ラインに沿って細くトレンチを設定する。

9月12日(月)主要部北側の表土(耕作土)除去。北壕の北側落ち込み箇所を確認。P-21区にて、カマド検出。周囲の精査から住居跡に伴うものであることを確認。カマド西側にSA-01の南側延長箇所と想定できる溝状の遺構を確認。

9月13日(火)主要部北側の表土(耕作土)除去。カマド検出地点より南側へ表土除去。攪乱が著しい。

壕の東側落ち込み部を精査、やはり主要部内部へ蛇行するラインを呈するようだ。平成8年度浪岡町教育委員会による調査区を確認。

9月20日（火）壕の東側落ち込みラインの精査。土壘方向に調査区を拡張し、壕の西側落ち込みラインの確認に勤める。SA-01延長と考えられる溝状遺構の精査。24ライン以南について、覆土掘り下げ。

9月21日（水）14区にて、壕の落ち込みを検出。16区にてSA-01の北端と思われる遺構を確認。昨年度検出の遺構と合わせると延長16m程度を確認する。17区以南についてSA-01の写真撮影。継続して15～17区、17～19区内の壕落ち込みラインを精査。P-15区にて遺構確認。埋文センター検出の4Hとは重複関係にあるようだ。

9月26日（月）17・23区以北について壕落ち込み箇所を精査。24・26区以南について覆土除去。覆土上層は褐色粘性土、下層に褐色土（部分的に砂質土）その下に遺構面が広がるようだ。

9月28日（水）17・23区以北、壕覆土を一段下げる。主要部の平場から壕に向かって一部埋め戻し、拡張地業を行っていると思われる。24区周辺覆土除去。タタキ状の褐色土・ロームブロック・粘性土ブロックが広がる。平成8年度の調査地区について、埋め戻し土除去。北西方向に舌状の張り出しが認められることから、何らかの施設の可能性を考慮。この一帯を調査の主体とする。

9月29日（木）17区以北、壕覆土掘り下げを1mほど西側へ広げる。獣歯と共に土鈴出土。23区以北について、調査区西側を土壘法下まで拡張して掘り下げる。24区について、タタキ状の褐色土範囲を精査。T-24区について、表土除去。平成8年度調査区埋め戻し土除去。25区について、壕掘り下げ。覆土が北側と異なり、しまりもやや強くなる。

10月4日（火）17区以北、壕の落ち込み並びにSA-01延長部の精査。23区以北、主要部の拡張及び壕落ち込みの精査。24区では主要部北側で検出される拡張部の広がりとは確認されない。平成8年度調査区について西側から延びる溝を再度確認する。北側土壘の南側斜面に硬化面を確認する。更に精査の要有。

10月5日（水）17区・23区以北で壕への落ち際のラインを精査。24区でも壕への落ち際のラインを確認。ローム混の比較的軟らかい層が主要部内側から壕側に広がり、西側一帯で内側の平場が拡張されていた可能性を考慮する。T-23区北側土壘の南端部表土除去。土壘中でのタタキ状のしまり確認。更に西側に延びる硬化面を確認する。周辺の精査を進める。

10月7日（金）北側土壘南端部東側も表土除去。上端部は掻き上げ土の上に1cm程度の草根層が載るのみで、側面は若干崩壊土の可能性もある覆土が載る状況。25区以南について、覆土除去。壕落ち込みラインの検出に努める。ほぼ直線的に落ち込みラインが延びる。

10月11日（火）主要部北側の精査。北側土壘南端において、南北方向に硬化面を検出。主要部南側においては覆土を除去し、壕の落ち際検出に努める。29区において、南北・東西方向にトレンチを設定する。

10月12日（水）S-22区北側土壘南端部精査。S-24区南側土壘覆土観察用トレンチ設定。主要部南側の壕落ち込み検出に努める。村越潔先生・高島成侑先生指導来訪。

10月13日（木）23～24区精査。東側は攪乱が著しいが、ローム及び粘性土の硬化面を検出。北側土壘南端精査。南側調査区でも遺構面を検出。遺構が重複している可能性がある。29区で壕の落ち際検出。

10月17日（月）P-23区Pit-01西側半截。SA-01延長部と想定される溝（SA-06）について、一部精査。規模は概ね昨年検出のSA-01と同じであるが、若干北側の方が柱穴が細い印象。

10月18日（火）東西ベルトの精査。S-22～23区、土壘食い違い部精査。調査区南側において、継続して覆

土を除去し、遺構面の確認に努める。Pit-01底面を検出するが、軟らかい印象。南側はタタキ状の硬化面に接する。弘前大学関根達人助教授指導来訪。

10月19日(水) S-22区において、東西ベルトセクションで硬化面を検出する。25・26区精査。壕落ち際に、壕より古い遺構がかかっていることが判明。

10月20日(木) 主要部北側の精査。写真撮影。ベルトセクションの精査を行う。南北トレンチ南半部について、草根層除去。レベル測量。青森県埋蔵文化財調査センター、三浦圭介氏、畠山昇氏指導来訪。

10月21日(金) 南北トレンチで、東西方向の溝跡が複数条と南端部において方形のプランを検出する。浪岡区長、弘前大学関根ゼミ来訪。

10月25日(火) 南北トレンチの壁精査及び遺構確認及びセクション面にて掘り下げる。東西溝4条、Pit 2基、竪穴建物の可能性のある方形のプラン1基、円形周溝1基。法政大学小口雅史教授、指導来訪。主要部内南側褐色覆土除去。

10月26日(水) 南側トレンチにて、遺構セクション面にて掘り下げる。写真撮影。層序図作成。主要部にて、25～28区の覆土除去。遺構の重複が分かりやすい。土鈴片等出土。全体的に写真用精査。Pit-01西側半截して精査。平面にて柱痕跡が確認できず、抜き取りの可能性を考慮する。土壘トレンチ覆土除去。15・22・27区において上平坦部まで覆土を除去するが、削平されている印象。15区については南北溝1条を検出する。要精査。青森県文化財保護課、相馬信吉氏来訪。

10月27日(木) 南側トレンチ層序図作成。25区精査。南土壘トレンチ設定。上層は攪乱土が厚く堆積する。29区土壘トレンチにて、黒色土の上に粘性土を貼り、叩いて整形したと思われる平坦な面を検出。土壘は、部分的に異なる造成手法を採用していた可能性が考えられる。成田誠治氏来訪。

11月1日(火) 南側トレンチについて、平面実測。主要部土壘トレンチ精査。25区において、壕の落ち込みラインを確定する。15区土壘トレンチにて、表土下7cmで旧表土と思われる黒色土層を検出する。また、土壘の基底幅は4mほどと大規模になるか。

11月2日(水) 南北トレンチについて、レベル補足測量。土壘西側について、杭打ち実施。15区土壘トレンチ西側にて、旧表土を検出する。22ラインでは、硬化面の落ち込みを検出する。土壘上面についても、主要部と同様に5～10cm程度の草根層及び覆土を除去すると遺構面に到達する。上半部は削平されているようであるが、土壘本体の残りは良好と考えられる。

11月4日(金) Pit-01半截精査。Pit-02半截、記録写真。Pit-01に立てられていた柱の規模を再検討する必要があるか。Pit-02について、北側に重複するSX-09を確認。SX-09が旧。S・T 15区検出の溝について、記録写真。一段掘り下げ柱痕跡を検出。不規則に検出されることから、土留めなどの施設を考慮する必要がある。午後、村越潔先生、指導来訪。

11月6日(日) 南側トレンチ出土遺物を取上げる。午前、法政大学小口雅史教授指導来訪。

11月8日(火) 南土壘トレンチにて、壕への落ち込みを検出する。西側よりも残りが悪い。20・21区間ベルト壁写真撮影。南側壁について、中央部セクション実測。24区平面実測。

11月9日(水) 南土壘トレンチ掘り下げ。U-24区にて、現代の層を除去。20-21区間のベルト除去。24区平面実測。途中で悪天候に付、内業とする。

11月10日(木) 南土壘トレンチにて落ち込みライン確認。精査し、写真撮影。22ラインのセクション図作成。北土壘 南土壘間の現代の攪乱層を除去する。北土壘の南端部から更に下に下がる地点で硬化した

面を東西方向に確認する。黒色土の硬化面で、溝（平成 8 年度調査）のタタキ状態の埋土を確認したことから、平安期（以降）の通路である可能性が考えられる。硬化面の落ち際で窪みを確認する。各ベルトセクション精査、記録写真。

11月26日（土）平面図実測終了。

11月28日（月）高島成侑先生指導来訪。現場視察。

12月 5 日（月）ベルトセクション図実測終了。

第 3 節 検出遺構（第 2・3 図、写真 1～6）

今年度の調査目的は、遺跡の中心となる壕（調査の際、水成堆積層等が確認されないことから、「濠」ではなく「壕」の字を充てることとする。『浪岡町文化財紀要』参照）と土塁で囲まれた一帯（以下「主要部」とする）の全体の様相を確認し、環境整備にあたり高屋敷館遺跡主要部の構造及び整備手法を検討するための、基礎資料収集を目的とした調査であった。そのため、主要部西側（主要部内の未調査部分）について遺構配置の確認のみを行った。

また、平成 8・16 年度に浪岡町教育委員会が調査を実施した箇所について、埋め戻し土を除去して再度遺構の精査を行い、主要部西側全体の状況把握に努めた。併行して、平成 7 年度に埋文センターによって調査され、遺跡の南半部に開口したままとなっていた未報告の南北方向に設置した試掘トレンチ（南北トレンチ）の状況確認も行い、主要部南側の遺構の広がりや性格、整備工事にあたっての保護方法等について検討を行うこととした。

なお、今年度の調査成果により主要部の概要が推定できることとなったが、既報告である平成 8・16 年度の調査成果（『浪岡町文化財紀要』）と本年度再度報告する一部の遺構解釈・確認規模について相違が生じている。訂正するとともに、今年度の報告書掲載内容を優先されたい。

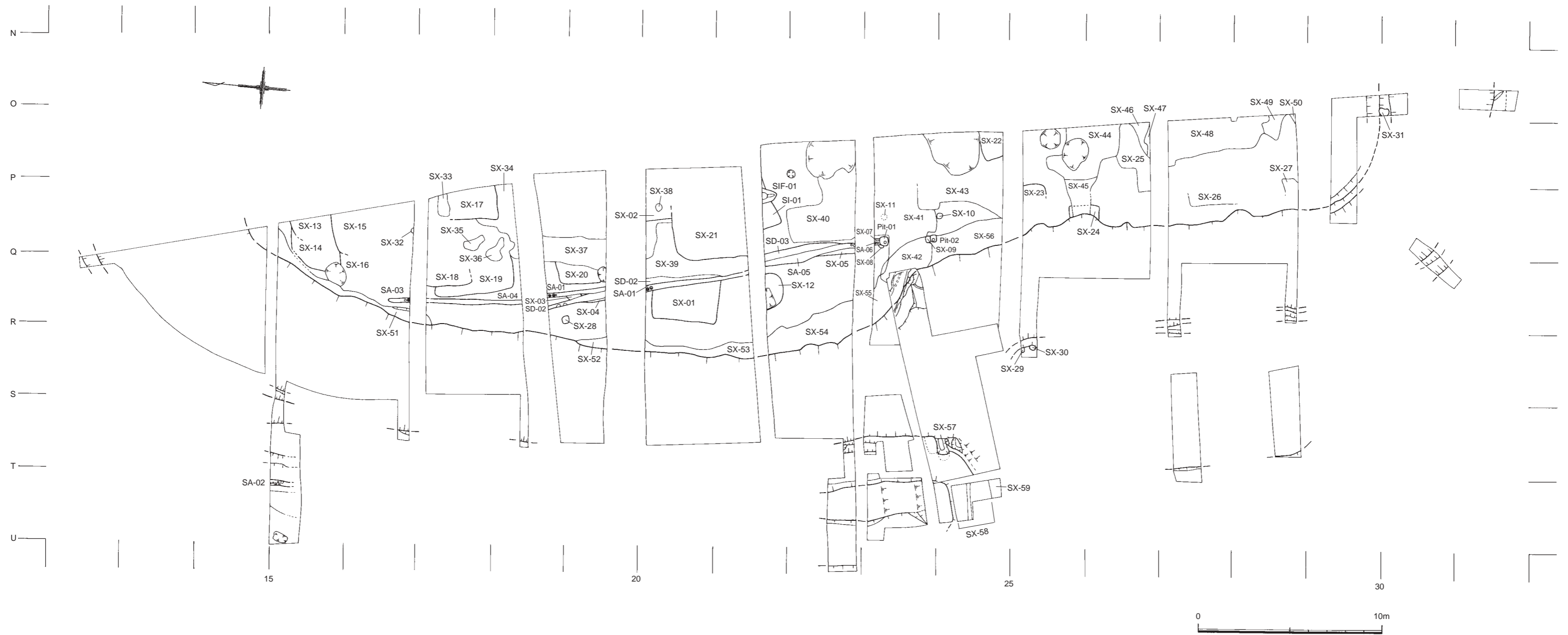
高屋敷館遺跡主要部における遺構面までの覆土は、平成 16 年の調査により、ほとんどが農耕による攪乱層で、本来の遺構上面及び地山の一部までが削平されていることが判明している。覆土は厚い部分でも 20 cm 程度、浅い部分では 10 cm 以下という堆積状況である。このため、表土除去の段階でも掘削機械はおろかさくすによる掘り下げを行うこともできないと判断し、ジョレン及び移植ヘラで薄く覆土をはがし遺構面を検出することとした。当初の目的どおり作業効率よりも遺跡（遺構）の保護と保存を主体としたためである。

その結果、今回の調査では、建物跡、門跡、柱列跡、通路跡（生活面）、橋の架かっていたと想定し得る痕跡、土塁や壕の規模を確認することができた。

一方、南北トレンチについては、トレンチの規模、並びに、二本併行して南北方向に延びていることを確認した。平成 7 年度の掘削時から 10 年が経過し、壁面の崩落等により半ば埋まった状態となっていた。

この状態から掘削した底面と壁面の精査を行うことになったが、想像以上に作業量が多大であったことから、西側のトレンチのみを調査し、東側のトレンチに対する再度の精査は行わないこととした。なお、両トレンチともに、今後の整備事業の中で埋め戻すこととする。トレンチからは、建物跡、柱穴、円形周

第2図 主要部西側遺構検出状況



第3図 南側調査区遺構検出状況

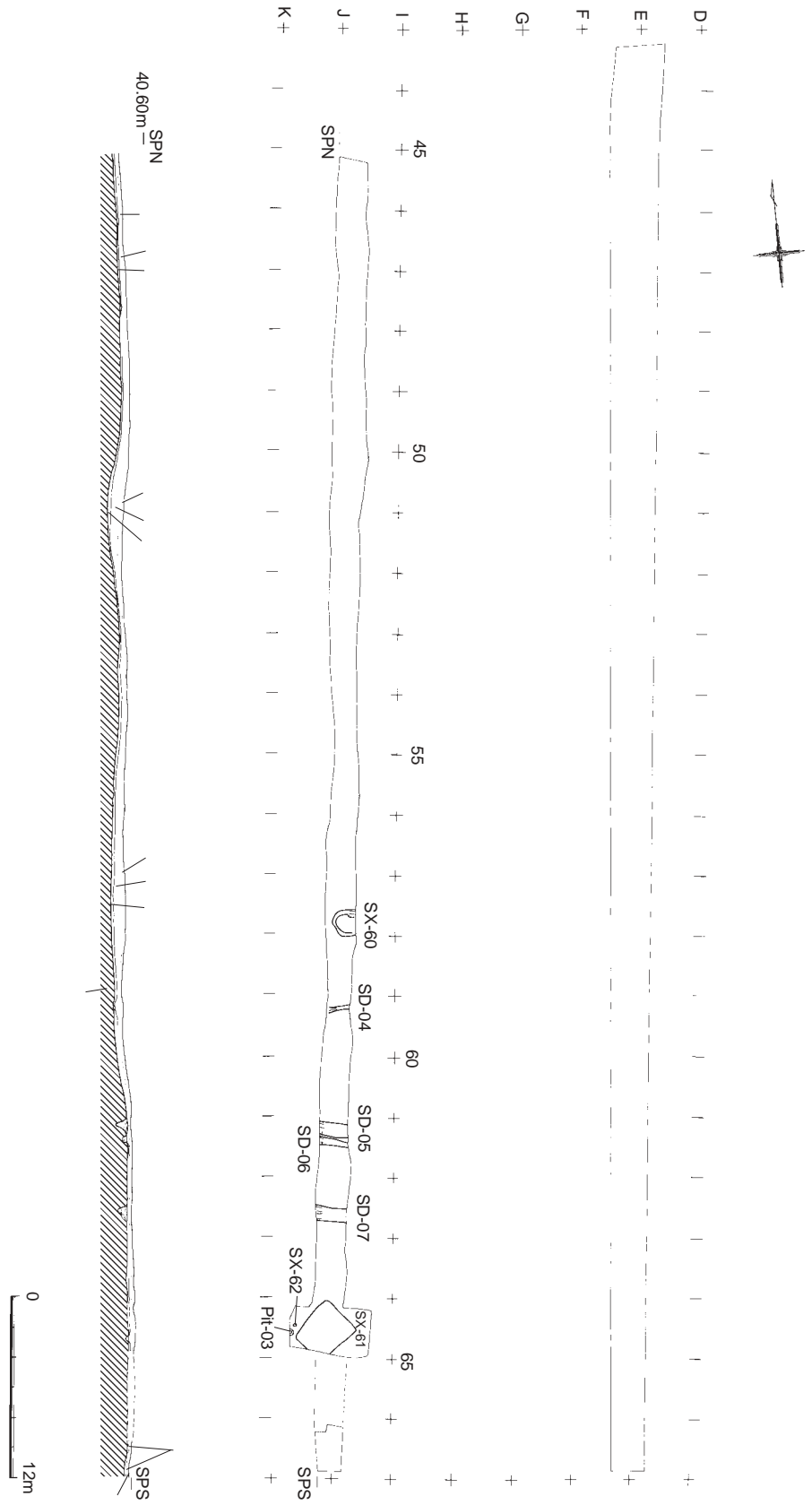


表1 南側調査区基本層序土層観察表

No.	土層注記
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ピニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし。覆土
	黒色土(7.5YR2/1)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小~小塊状に40%含む。明黄褐色土(10YR7/6)を極小~大粒状に3%含む。しまり中
	黄褐色土(10YR7/8)に、黒褐色土(10YR3/1)を極小~中粒状に20%、黄褐色土(10YR5/8)を極小~小粒状に10%含む。しまり強
	黄褐色土(10YR5/6)しまり強い。地山

溝などの可能性のある遺構（SX）3基、溝（SD）4条、ピット（Pit）1基の計8基の遺構と遺物を検出し、史跡内の南側にも遺構が広がることが確認された。

以下、主要部、南北トレンチの順に報告する。主要部の遺構で、平成16年度の調査（『浪岡町文化財紀要』参照）により報告済みであっても、今回の調査により新知見が得られた遺構については修正しながら併せて報告することとする。

なお、今回命名した遺構については平面で遺構の一部もしくは範囲を確認したのみで、掘り下げを行っていないために不明瞭な点が多く、仮分類とせざるを得なかったことを付記する。

1) 主要部

住居跡（SI）及びカマド跡（SIF）、柱列跡（SA）、溝跡（SD）、柱穴跡（Pit）、性格不明遺構並びに地業痕跡と想定される確認面の広がり（SX）、壕跡、土塁跡を検出した。以下、種別ごとに述べる。

住居跡

SI-01（第7図、写真2・4、表7） P-22区にて南壁及び西壁の一部を検出した。南壁は、南西隅から東側にかけての130cmを検出し、カマドを間に、さらに東へ70cmほどを確認した。西壁は、南西端から北側へ110cm確認した。南壁及び西壁ともに設定したベルトにかかり建物の規模は判明せず、遺構の掘り下げは行わなかったため、柱穴や壁際の腰板等の施設を確認することはできなかった。確認面から土師器が出土している。

昨年検出の遺構で、方形の掘り込みが明確に確認できた例（SX-01）があったが、カマド等の燃焼施設を検出しなかったため、住居跡の略称ではなく性格不明遺構としていた。今年度検出の遺構はカマドを検出したことから、古代の住居跡であると判断し、SI-01とした。また、本遺構に伴うカマドはSIF-01とする。

SIF-01 カマドは南壁に設置されている。東西側の幅80cm、南北側の長さ75cmを確認した。表土から15～20cm掘り下げた状態で検出できるほど表土（覆土）層が薄く、遺構、特にカマド天井部は近年の耕作により削平されたと考えられる。ソデ部分と燃焼部上面、煙道の一部を検出した。

柱列跡

今回の調査では、主要部内と土塁の外側で柱列跡を検出した。平成16年度の調査で検出した柱列跡（SA-01）に連なると想定される柱列跡、並びに、土塁北西側の一部、の2箇所である。SA-01に連なると想定される柱列跡のうち、最も北側で検出したSA-03からPit-01と重複するSA-06までの総延長は27mほどとなった。しかし、途中が層序確認のためのベルトで区切られ、1mほどのベルトを隔てることで軸線が一直線にならずにずれが生じているものが多かった。ベルトを除去しての精査、各々の遺構の同時性、同一性を検証する時間的余裕がなかったことから、別番号を付して報告する。また、柱列跡が重複して確認できたことから、建て替えを含め長期間の施設設置が考えられる。

SA-01（第6図、写真2、表6） Q-18～20区にて検出した。平成16年度の調査において検出したもので、

今年度の調査においても再確認ならびに精査を行った。今年度、重複するSD-02内に柱痕跡と想定される痕跡が確認できたことから、SD-02の造り替えと考えられる。

SA-02（第5図、写真5、表3） T-15区にて100cmほどを検出した。西側土塁基底部の西側で、幅34cmの溝状の遺構中に幅8cmほどの丸材の痕跡を不規則に確認した。北側・南側は調査区外に延びる。SA-01とは異なり、柱痕跡が直線的に並ばず、上部構造を維持するだけの太さが確保されていない柱痕跡の状況等から、土塁に付随する何らかの施設の痕跡（例えば、土留めなど）と考えられる。掘り下げを行っていないため、深さ及び時代など、詳細については不明である。ただし、SA-02から内側が一段高く残ることから、SA-02が土塁の構造と関係していたであろう事が推定される。

SA-03（第5図、写真1・4、表4） Q-16区にて検出した。壕に沿って北東から南西に向かっている。南北108cm、東西26cmの溝状のプランを確認した。北端は壕近くで止まり、壕沿いに回り込むことはない。層序図作成のため、土層観察用のベルト際を掘り下げたところ、柱痕跡を2基確認した。直径8cmほどの材の先端を尖らせ、連続して打ち込んだものと思われる。一連の柱列跡の最北端部と想定される。

SA-04（第5図、写真1） Q-17・18区にて検出した。幅24cm、南北500cmの溝状を呈する。

SA-05（第7図、写真2、表7・8） P・Q-21・22区にて検出した。幅28～44cm、南北500cm程度の溝状を呈する。幅が一定せず、不規則に延びる。層序図作成のため、土層観察用のベルト際を掘り下げたところ、柱痕跡を2基確認した。直径14cmほどの丸材の先端を尖らせ、連続して打ち込んだものと思われる。SD-03、SX-05と重複し、いずれよりも新しい。

SA-06（第7図、写真2） P-23区にて検出した。幅22cm、南北30cm程度の溝状を呈する。一部掘り下げたところ、柱痕跡を2基確認した。直径14cmほどの丸材の先端を尖らせ、連続して打ち込んだものと思われる。Pit-01、SX-07・08と重複し、SX-07・08よりも新しく、Pit-01と同時またはSA-06が古い。

溝跡

SD-02（第6図、写真2、表6） Q-18～20区にて検出した。平成16年度の調査で確認されたものであるが、今回の調査で直径が20cmほどの柱痕跡と思われる平面形が2箇所検出された。南側でSA-01と重複し、SA-01よりも古い。昨年度はSDとして報告したが、柱痕跡と思われる平面形を検出したことからSAとして扱うことが適当かもしれない。しかし、既報告遺構であり、混乱を避けるため名称はSD-02のままとする。

SD-03（第7図、写真2、表7） P-22区にて検出した。SA-05と重複し、SA-05より古い。幅40cm以上、長さ430cmほどを確認した。SD-02に連なる可能性がある。

第4図 主要部検出遺構(1)

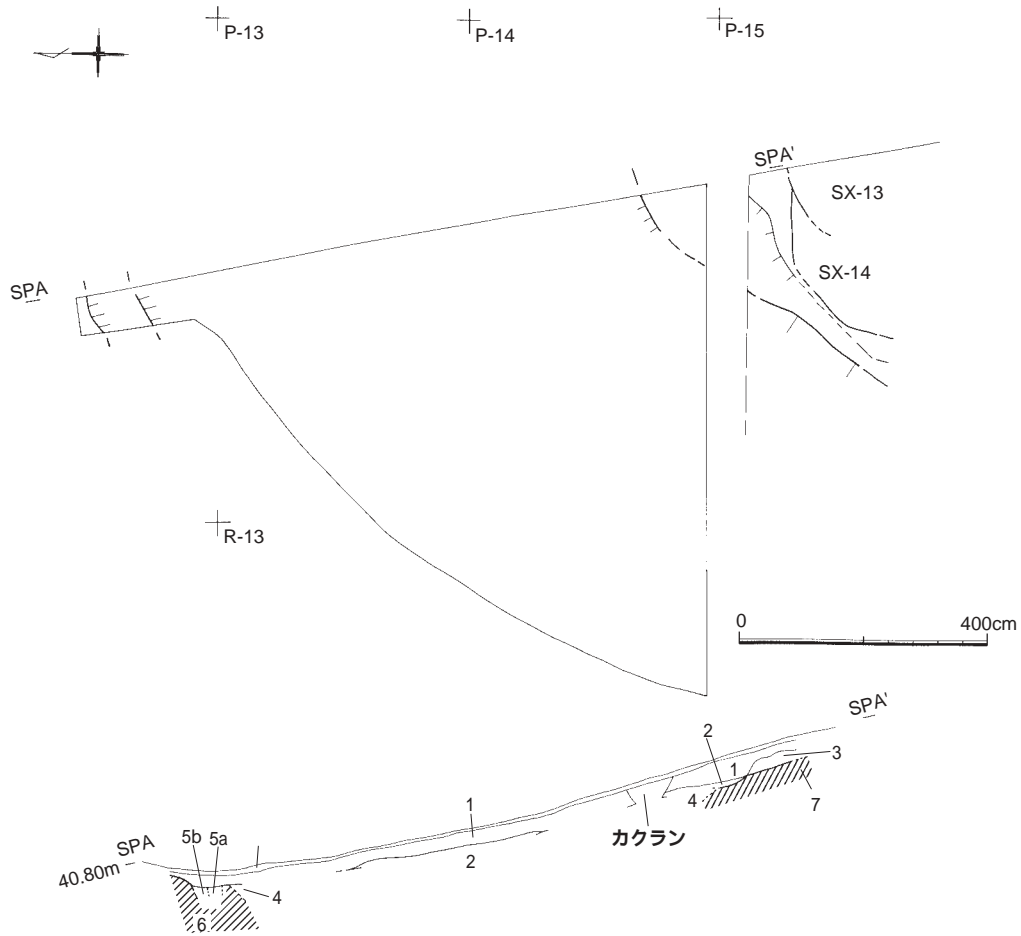


表2 A-A'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小粒~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/8)を大粒~小塊状に10%、明黄褐色粘性土(10YR7/6)を極小~小粒状に3%、明赤褐色焼土(5YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり強い	
3	明黄褐色粘性土(10YR7/6)に、黒褐色土(10YR3/2)を極小粒~極大塊状に40%、炭化材を極小粒状に2%含む	
4	黒褐色土(10YR3/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を中~大粒状に10%、明黄褐色粘性土(10YR7/6)を極小~小粒状に20%、炭化材を極小粒状に2%含む。しまり強い	
5a	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/8)を極小~中粒状に5%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	
5b	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/8)を極小~中粒状に5%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	
6	明黄褐色粘性土(10YR7/6)に、灰黄褐色土(10YR7/2)を極小~大粒状に30%含む。しまり強い	土壘積土
7	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

表3 B-B'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小粒~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	灰黄褐色粘性土(10YR6/2)のブロック。土壘崩壊に伴う土か	土壘崩壊土
3	灰黄褐色粘性土(10YR4/2)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小~小粒状に5%含む。しまり極めて強い	土壘積土
4	明黄褐色粘性土(10YR5/4)に、灰黄褐色土(10YR5/2)を極小~中粒状に10%含む。しまり中	土壘崩壊土
5	黒褐色土(10YR3/1)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~小粒状に3%含む。しまり中	土壘崩壊土
6	黒褐色土(10YR3/1)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~大粒状に3%、明褐色土(7.5YR5/6)を大粒状に1%、炭化材を極小~小粒状に2%含む。しまり中	土壘崩壊土
7	黒褐色土(10YR3/1)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~小粒状に2%、明褐色土(7.5YR5/6)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に2%含む	土壘崩壊土
8	黒色粘性土(5YR1.7/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小~大粒状に1%、炭化材を極小粒状に2%含む。しまり中	旧表土か
9	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山
10	黒褐色土(10YR2/2)に、明赤褐色焼土(5YR5/8)を極小粒~小粒状に3%、炭化材を極小粒~小粒状に3%、黄褐色土(10YR5/8)を極小~小粒状に2%含む。しまり中	
11	黒褐色土(10YR3/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小~大粒状に7%、黄褐色土(10YR5/8)を中~大粒状に2%、明赤褐色焼土(5YR5/8)を極小~小粒状に1%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり中	
12	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~大粒状に3%、炭化材を極小~小粒状に1%含む。しまり中	
13	黒色土(10YR2/2)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~大粒状に3%、炭化材を小粒~小塊状に1%含む。しまり中	
14	灰黄褐色土(10YR4/2)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小~小粒状に5%、炭化材を極小粒状に2%含む。しまり弱い	SA-02
15	黒色土(5YR1.7/1)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小~小粒状に1%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまりやや強い	旧表土か
16	黒褐色土(10YR2/3)に、明褐色土(10YR6/6)を極小粒状に7%含む。	ビット?
17	黄褐色砂質土(10YR5/6)。しまり強い	地山

第5図 主要部検出遺構(2)

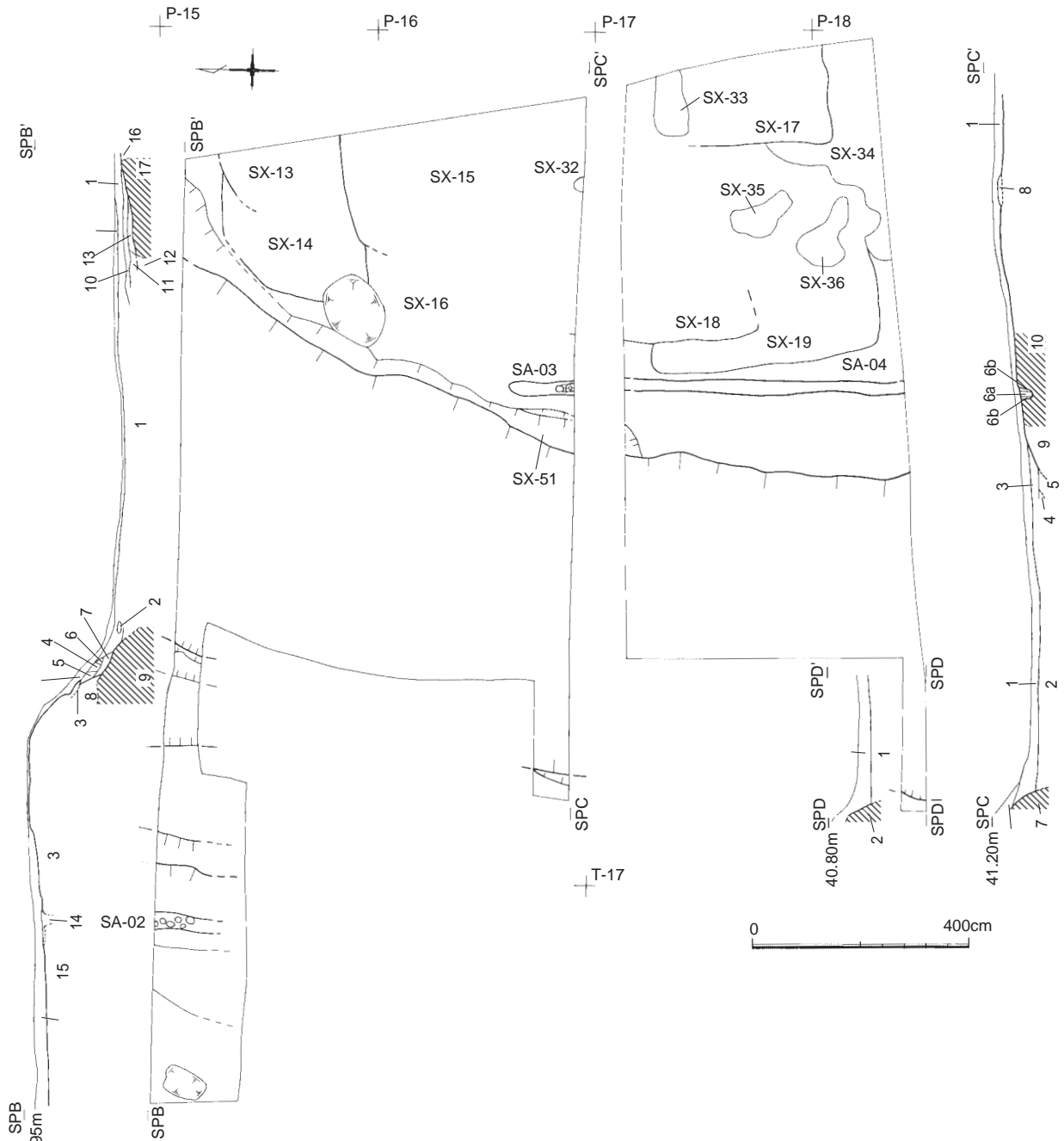


表4 C-C'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄橙色粘土(10YR6/4)を小~極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~中塊状に7%含む。しまり極めて強い	
3	黒色土(7.5YR2/1)に、黄褐色粘性土(10YR5/6)を極小~小粒状に5%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	
4	黒褐色土(10YR2/3)に、にぶい赤褐色焼土(5YR4/3)を極小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。土製品・馬歯が出土した	
5	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に7%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱い	
6a	黒色土(10YR2/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に5%、炭化材を極小粒状に2%含む。しまり弱い	SA-03
6b	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に5%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり中	SA-03
7	明黄褐色粘性土(10YR7/6)に、灰黄褐色土(10YR7/2)を極小~大粒状に30%含む。しまり強い	土壘積土
8	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄橙色粘土(10YR6/4)を小~極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~中塊状に7%含む。しまり極めて強い	SX-32
9	黄褐色土(10YR7/6)。しまり弱い	SX-51
10	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

表5 D-D'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	灰黄褐色粘性土(10YR4/2)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小~小粒状に5%含む。しまり極めて強い	土壘積土

第6図 主要部検出遺構(3)

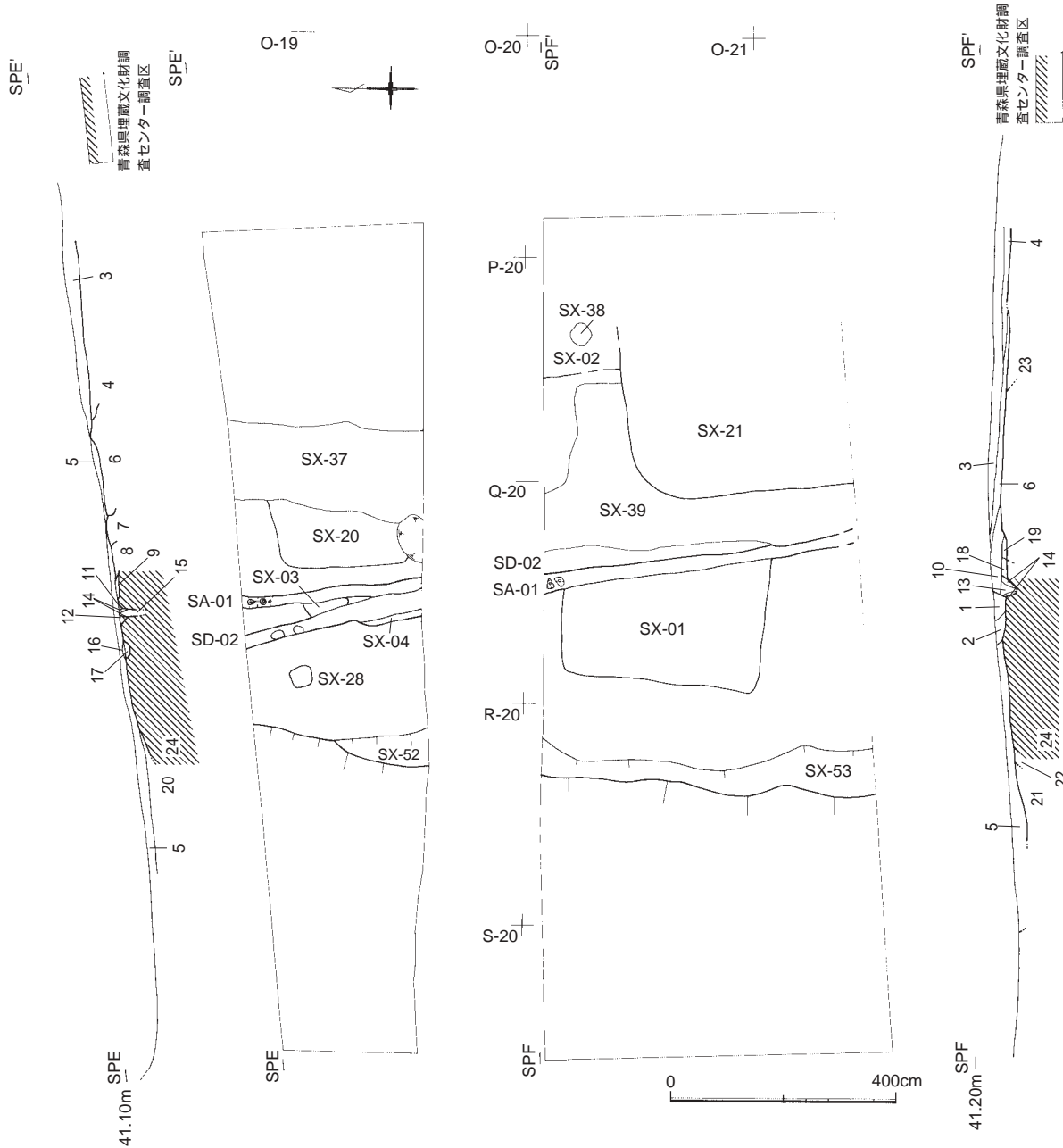


表6 E-E・F-Fベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
1	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR6/6)を小粒状に1%、浅黄褐色パミス(10YR8/3)を極小~小粒状に3%含む。全体的にしまり強い	耕作土
2	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒状に3%、赤褐色焼土(5YR4/8)を小粒状に1%、灰白色シルト(10YR8/2)を極小~小粒状に2%含む	耕作土
3	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒状に10%、にぶい黄褐色土(10YR5/4)を極小粒状に7%、浅黄褐色パミス(10YR8/3)を極小~小粒状に3%、炭化物を極小粒状に1%含む。しまり強い	耕作土
4	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小粒~大塊状に7%、灰白色粘土(10YR8/2)を極小粒~小塊状に7%、炭化材を極小粒状に2%含む	
5	黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色砂質土(10YR5/8)を極小粒~小塊状に5%、炭化材を極小粒状に1%含む	
6	黒褐色土(10YR3/2)に、黄褐色砂質土(10YR5/8)を極小粒~中塊状に7%含む	
7	暗褐色土(10YR3/4)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒~小粒状に3%含む	
8	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に2%、にぶい黄褐色パミス(10YR5/4)を極小粒~小粒状に1%含む。しまり弱	SA-01
9	明黄褐色土(10YR6/6)に、褐色土(10YR4/4)を極小塊~小塊状に3%含む。しまり弱	SA-01
10	暗褐色土(10YR3/3)に、暗褐色土(10YR3/4)を極小塊状に3%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	SA-01
11	黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色砂質土(10YR5/8)を極小粒~小塊状に2%含む。しまり中	SA-01
12	にぶい黄褐色パミス(10YR5/4)の層	SD-02
13	暗褐色土(10YR3/4)に、褐色土(10YR4/6)を極小~小粒状に30%、炭化材を極小粒状に3%含む。しまり強	SD-02
14	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/8)を極小粒~中塊状に3%、炭化材を極小粒状に1%、灰白色パミス(10YR8/2)を極小粒状に1%含む	
15	黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を極小粒~小塊状に3%、炭化材を極小粒状に2%含む	攪乱か
16	黒褐色土(10YR3/2)に、褐色土(7.5YR4/6)を極小粒~小塊状に40%含む	攪乱か
17	黒褐色土(10YR2/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/4)を極小粒~大塊状に7%、炭化材を極小~小粒状に1%、しまり弱	現代耕作土か
18	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小粒状に10%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱	SA-01
19	黒褐色土(10YR2/2)に、黒褐色土(10YR3/2)を小塊状に15%、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小粒~小粒状に2%含む。しまり弱	SD-02
20	暗褐色土(10YR3/3)に、にぶい黄褐色砂質土(10YR6/4)を極小粒~大塊状に3%、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小粒状に3%、炭化材を極小粒状に1%含む	
21	にぶい黄褐色砂質土(10YR6/4)に、黒褐色土(10YR3/2)を小~大塊状に20%、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小~小粒状に2%含む	壕崩壊土か
22	黒褐色土(10YR2/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小~小粒状に2%含む	
23	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒~小粒状に3%明黄褐色砂質土(10YR6/8)を極小粒~小塊状に2%、炭化物を極小粒状に1%含む。しまりなし	SX-02
24	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

* 「国史跡高屋敷館遺跡環境整備に係る発掘調査報告書」 2005 『浪岡町文化財紀要』 報告内容より一部抜粋

第7図 主要部検出遺構(4)

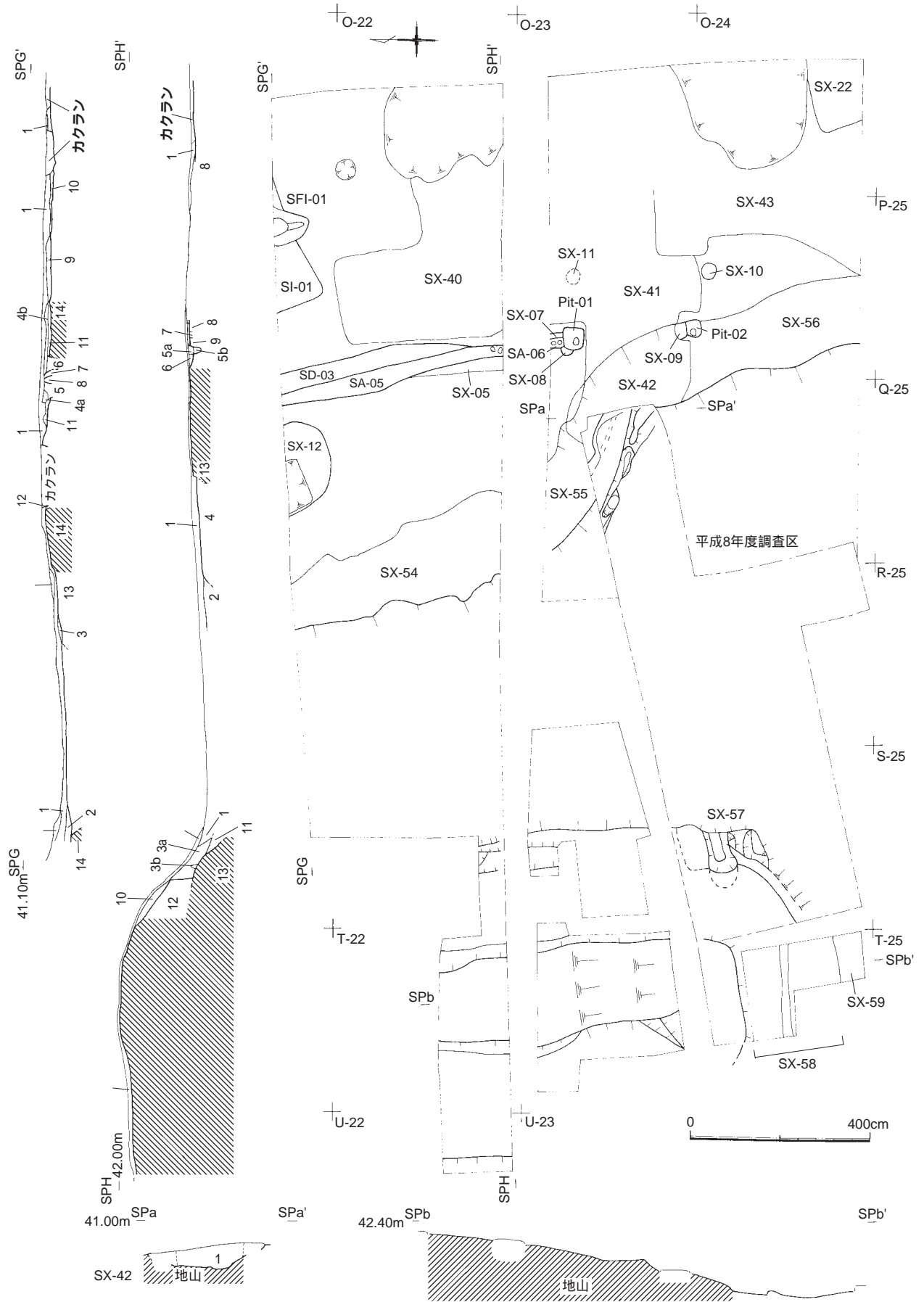


表7 G-G'ベルト土層観察

No.	土 層 注 記	備 考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒～小塊状に7%、極小～小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小～小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	黒褐色土(10YR3/2)に、にぶい黄褐色土(10YR5/4)を極小～中粒状に5%含む。しまり強い	壕覆土
3	黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～小粒状に3%、炭化材を極小粒状に2%含む。しまり弱い	壕覆土
4a	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄褐色粘土(10YR6/4)を小～極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒～中塊状に7%含む。しまり極めて強い	タタキ状硬化面
4b	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄褐色粘土(10YR6/4)を小～極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒～中塊状に7%含む。しまり極めて強い	タタキ状硬化面
5	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に7%、炭化材を極小～小粒状に1%含む。しまり弱い	SD-03
6	黒色土(10YR2/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～中粒状に3%、黒色土(10YR1.7/1)を極小～小粒状に10%、浅黄褐色粘性土(10YR8/3)を極小～大粒状に3%、炭化材を極小～小粒状に3%含む。しまり中	SA-05
7	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒～中塊状に20%、にぶい黄褐色パミス(10YR7/2)を極小粒状に1%含む。しまり強い	
8	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒～中塊状に20%含む。しまり強い	
9	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～中粒状に10%、炭化材を極小～小粒状に2%含む。しまり中	
10	黒色土(10YR2/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～小粒状に5%、にぶい黄褐色粘土(10YR6/4)を中粒～小塊状に2%、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小粒状に1%、炭化材を極小粒状に3%含む	SI-01
11	黒褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～小粒状に2%含む。しまり中	
12	黒色土(10YR2/1)に、炭化材を極小粒状に5%、にぶい赤褐色焼土(5YR4/3)を極小粒状に3%、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む	SX-12
13	黄褐色土(10YR7/6)。しまり弱い	SX-54
14	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

表8 H-H'ベルト土層観察表

No.	土 層 注 記	備 考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒～小塊状に7%、極小～小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小～小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に10%、黄褐色土(10YR5/6)を小～中粒状に2%、炭化材を極小～小粒状に1%含む。しまり中	
3a	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に3%、黄褐色土(10YR5/6)を中～大粒状に7%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり中	土崖崩落土か
3b	明黄褐色土(10YR7/6)のブロック	
4	黄褐色土(10YR7/6)。しまり弱い	SX-54
5a	黒褐色土(10YR2/3)に、明黄褐色土(10YR7/6)を中粒状に3%、黄褐色土(10YR5/2)を中粒状に1%、炭化材を小粒状に1%含む。しまりやや強い	SA-05
5b	黒褐色土(10YR2/3)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に1%、炭化材を1%含む。しまりやや弱い	SA-05
6	黒褐色土(10YR3/2)に、にぶい黄褐色パミス(10YR5/3)を極小粒状に20%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまりやや強い	SX-05
7	黒褐色土(10YR2/2)に、黒色土(10YR2/1)を極小粒状に10%、黄褐色土(10YR5/8)を中～大粒状に5%、炭化材を極小～小粒状に1%含む。しまり中	
8	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄褐色粘土(10YR6/4)を小～極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒～中塊状に7%含む。しまり極めて強い	SX-40
9	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小～大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/8)を中粒状に1%、炭化材を小～中粒状に3%含む。しまり中	
10	にぶい黄褐色粘性土(10YR4/3)に、浅黄褐色粘性土(10YR8/3)を極小～中粒状に2%、炭化材を小粒状に1%含む。しまり極めて強い	
11	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小～小粒状に1%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱	
12	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色土(10YR5/6)を中～大粒状に5%、浅黄褐色粘性土(10YR8/3)を極小粒状に1%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱	
13	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

柱跡

硬化面(SX-41)を南北に挟む柱穴であるPit-01・02の2基を検出し、いずれも西側を半截した。これらは、規模等の検討から、主要部への出入り口に設けられた門を構成するものと想定できる。また、門跡を想定した場合、控え柱として設定できそうな位置にSX-10・11を検出したが、硬化面での検出にとどめたため、明確な平面形・規模を確認できなかった。掘り下げも行っていないため詳細は不明であることから、PitとしてではなくSXとして扱った。

Pit-01(第7・8図、写真2・4、表10) P-23区にて検出した。SA-06、SX-07・08と重複し、いずれよりも新しい。一辺が45cmの隅丸方形を呈し、中央に直径16cmの柱痕跡を確認した。深さ25cm、掘り方の南側はSX-41の硬化面が壁面となって押さえられている。埋土より須恵器壺片(5)、土師器坏片(6)、土師器甕片(7)が出土した。

Pit-02(第7・8図、写真2・4、表11) P-23区にて検出した。一辺が30cmほどの隅丸方形を呈し、深さ25cm、中央に直径16cmの柱痕跡を確認した。SX-09・56より新しい。出土遺物はない。

第8図 主要部検出遺構(5)

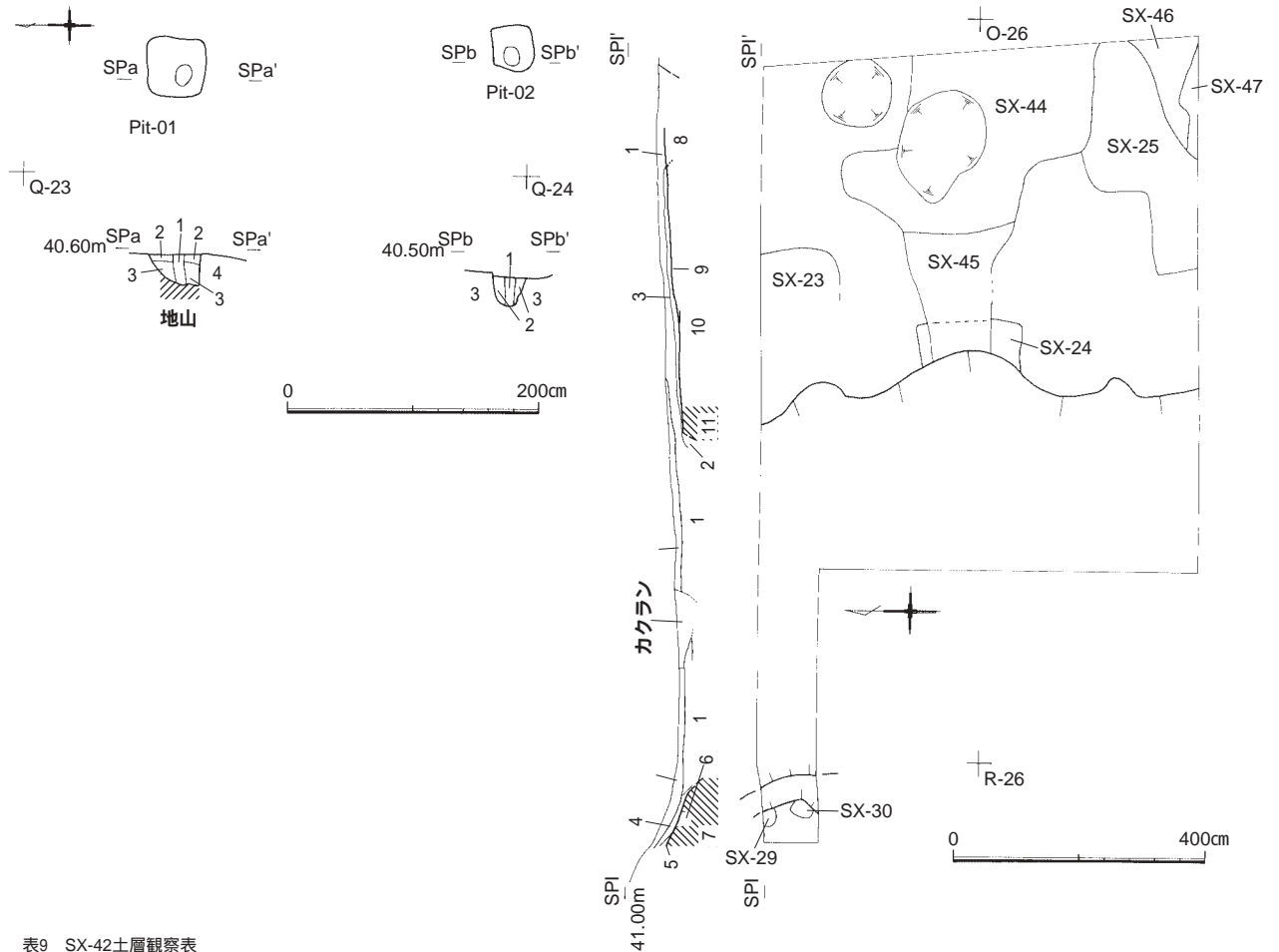


表9 SX-42土層観察表

No.	土層注記	備考
1	暗褐色土、褐色土と黄褐色土の互層。硬くつき固めたためか硬くしまる	

表10 Pit-01土層観察表

No.	土層注記	備考
1	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小~中粒状に20%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱い	
2	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/6)を極小粒~中塊状に10%、にぶい黄褐色パミス(10YR6/3)を極小粒状に1%、黄褐色砂質土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり強い	
3	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色砂質土(10YR6/6)を小粒~大塊状に25%、黄褐色砂質土(10YR5/6)を極小~小粒状に1%含む。しまり強い	
4	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒~大塊状に10%、黄褐色砂質土(10YR5/6)を極小粒~小粒状に2%含む。しまり極めて強い	SX-41

表11 Pit-02土層観察表

No.	土層注記	備考
1	灰黄褐色土(10YR4/2)に、にぶい黄橙色シルト(10YR6/4)を極小~中粒状に7%、にぶい黄橙色シルト(10YR7/2)を極小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり弱い	
2	にぶい黄褐色土(10YR4/3)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒状に1%、にぶい黄橙色シルト(10YR7/2)を極小~中粒状に2%、にぶい黄橙色パミス(10YR6/3)を極小粒状に1%含む。しまり中	
3	黒褐色土(10YR3/2)に、明黄褐色土(10YR6/6)を極小粒~大塊状に10%、黄褐色砂質土(10YR5/6)を極小~小粒状に2%含む。しまり極めて強い	SX-56

表12 I-I'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	にぶい黄褐色土(10YR4/3)に、明褐色土(7.5YR5/8)を極小~大粒状に3%、浅黄橙色粘性土(10YR8/4)を極小粒状に1%含む。しまり弱い	
3	にぶい黄褐色土(10YR4/3)に、橙色土(7.5YR7/6)を極小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまりやや強い	
4	黒色土(10YR2/1)に、褐色土(10YR5/8)を中粒状に2%、炭化材を極小~小粒状に3%、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に2%含む。しまり強い	
5	黒色粘性土(7.5YR2/1)	旧表土か
6	暗褐色土(10YR3/3)に、褐色土(10YR4/6)を極小粒状に3%、炭化材を極小粒状に1%含む	
7	明黄褐色粘性土(10YR7/6)に、灰黄褐色土(10YR7/2)を極小~大粒状に30%含む。しまり強い	土壘積土
8	黒褐色土(10YR3/2)に、明褐色土(7.5YR5/8)を中~大粒状に5%、浅黄橙色粘性土(10YR8/4)を小粒状に1%、炭化材を小~大粒状に3%含む。しまり強い	
9	黒褐色土(10YR3/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を中粒~大塊状に10%、浅黄橙色粘性土(10YR8/4)を中粒~中塊状に2%、炭化材を小粒状に1%含む。しまりやや強い	
10	褐色土(10YR4/6)に、黄褐色土(10YR2/2)を極小~小粒状に5%、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に1%、浅黄橙色粘性土(10YR8/4)を極小粒状に1%含む。しまりやや弱い	
11	黄褐色土(10YR5/6)に、しまり強い	地山

第9図 主要部検出遺構(6)

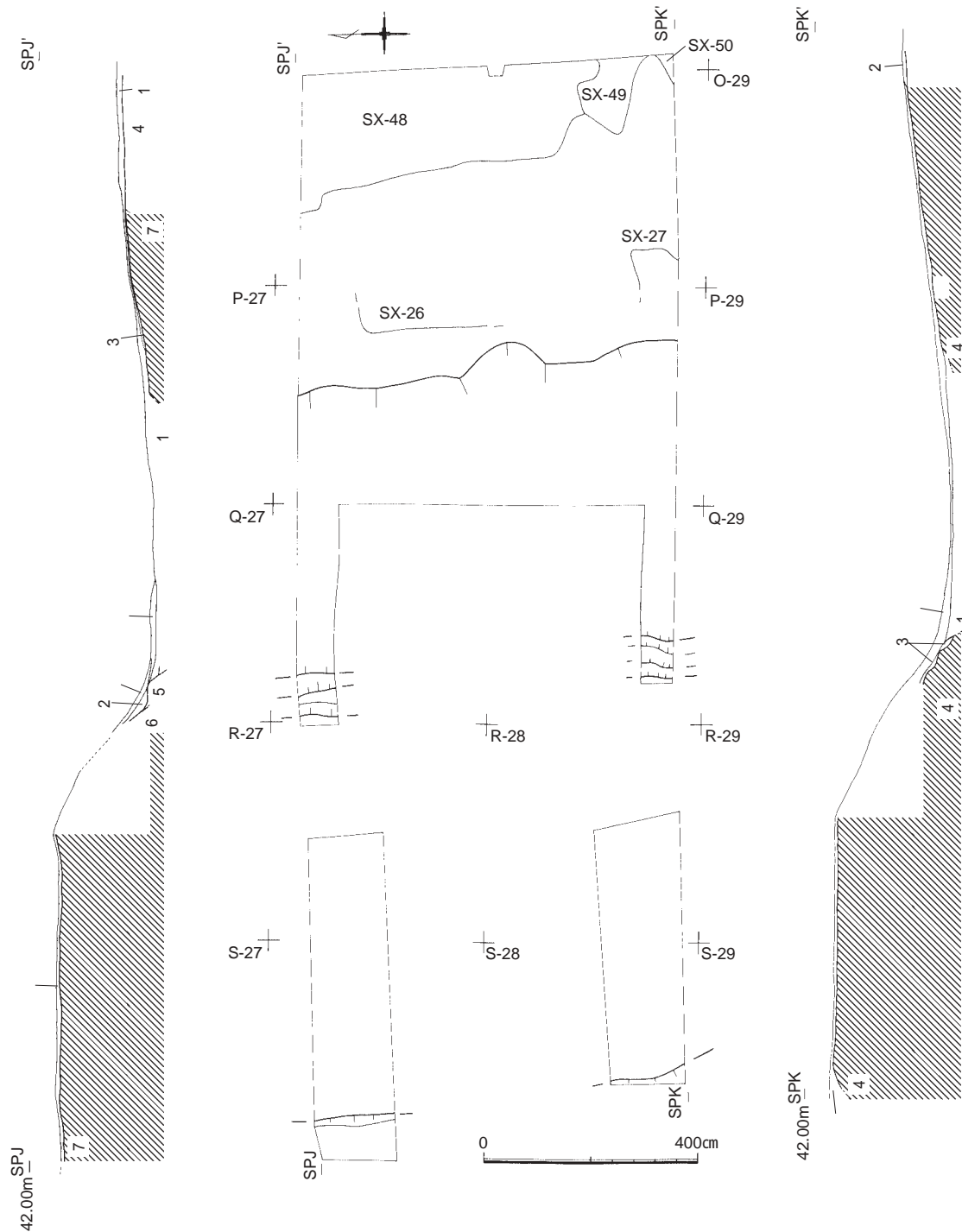


表13 J-J'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
	黒褐色土(10YR2/3)に、褐色土(10YR4/6)を大粒~極大塊状に30%、暗赤褐色焼土(5YR3/6)を極小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%、ビニルを含む。しまりやや強い	
1	黒褐色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	暗褐色土(10YR3/4)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小~大粒状に20%、浅黄褐色粘性土(10YR8/4)を極小粒状に1%、炭化材を極小~小粒状に2%含む。しまりやや強い	
3	黒色土(10YR1.7/1)に、暗赤褐色焼土(5YR3/4)を極小粒状に1%、にぶい黄褐色粘性土(10YR7/3)を中粒~小塊状に1%、炭化材を極小~小粒状に2%含む	
4	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄褐色粘土(10YR6/4)を小~極大塊状に30%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~中塊状に7%含む。しまり極めて強い	SX-48
5	浅黄褐色粘性土(10YR8/4)に、淡黄色粘性土(2.5YR8/3)を極小粒状に1%、明黄褐色粘性土(10YR7/6)を極小~大粒状に5%、黒褐色土(10YR2/3)を極小粒状に10%含む。しまり極めて強い	
6	明黄褐色粘性土(10YR7/6)に、灰黄褐色土(10YR7/2)を極小~大粒状に30%含む。しまり強い	土壘積土
7	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

第10図 主要部検出遺構(7)

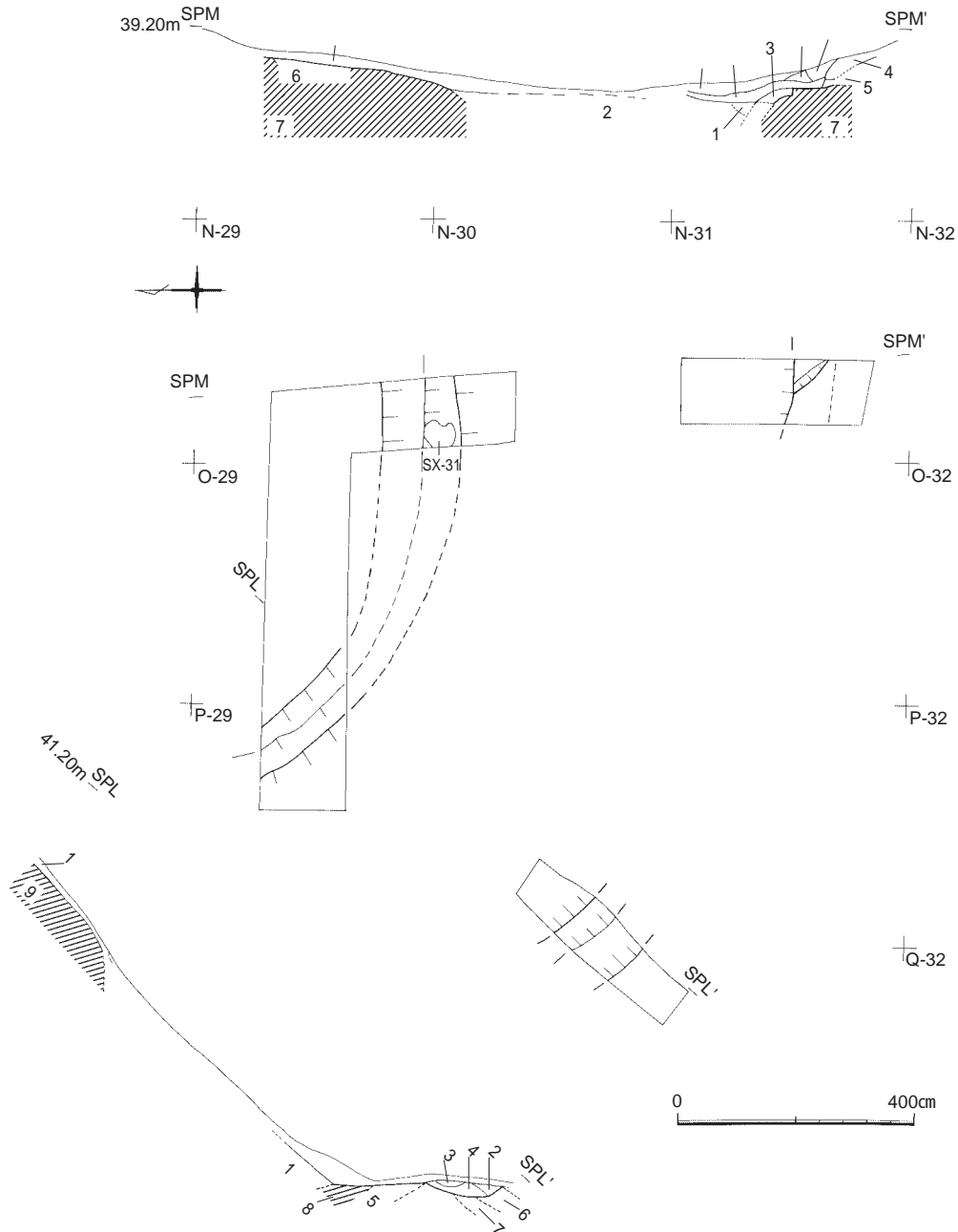


表14 K-K'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	暗褐色土(7.5YR5/6)に、灰黄褐色粘性土(10YR6/2)を極小粒~中塊状に10%、黒色土(5YR1.7/1)を極小粒~小塊状に10%、明赤褐色砂質土(5YR5/8)を極小粒状に1%含む。しまり強い	SX-50
3	暗褐色土(10YR3/3)に、明褐色土(7.5YR5/6)を極小粒状に2%、灰黄褐色土(10YR6/2)を極小粒状に1%含む	
4	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

表15 L-L'ベルト土層観察表

No.	土層注記	備考
	草根層。黒褐色土(10YR3/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~小塊状に7%、極小~小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	黒色土(10YR2/1)に、にぶい赤褐色土(5YR4/3)を極小~小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
2	暗褐色土(10YR3/4)に、明黄褐色粘性土(10YR7/6)を極小~小粒状に7%含む	
3	褐色土(10YR4/4)に、明黄褐色粘性土(10YR7/6)を極小粒~大塊状に10%、明褐色土(7.5YR5/6)を極小~小粒状に5%含む	
4	暗褐色土(10YR3/3)に、明褐色土(7.5YR5/6)を極小粒状に2%、灰黄褐色土(10YR6/2)を極小粒状に2%含む	
5	暗褐色土(10YR3/3)に、にぶい黄褐色土(10YR7/4)を極小粒~大塊状に30%、明褐色土(7.5YR5/6)を極小~大粒状に7%含む	
6	明褐色土(7.5YR5/6)に、灰黄褐色粘性土(10YR6/2)を極小粒~中塊状に30%、明赤褐色砂質土(5YR5/8)を極小粒状に2%、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒~小塊状に5%含む	
7	黒色土(5YR1.7/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小粒状に1%含む	
8	黒褐色土(10YR2/2)に、にぶい黄褐色粘性土(10YR6/4)を小~極大塊状に40%、黄褐色土(10YR5/6)を小粒~中塊状に7%含む。しまり極めて強い	タタキ状ローム
9	黄褐色土(10YR5/6)。しまり強い	地山

表16 M-M'ベルト土層観察表

No.	土 層 注 記	備 考
	明褐色土 (7.5YR5/6) に、灰黄褐色粘性土 (10YR6/2) を極小粒～大塊状に30%、黒色土 (5YR1.7/1) を極小粒～小塊状に7%、明黄褐色砂質土 (5YR5/8) を極小～小粒状に2%含む。しまり極めて強いが、土壘の上部を削平し、壕に落とし込んだ現代の攪乱と考えられる	攪乱
	黒褐色土 (7.5YR3/2) に、明褐色土 (7.5YR5/6) を極小～小粒状に3%、灰黄褐色粘性土 (10YR6/2) を極小粒状に1%含む	
	草根層。黒褐色土 (10YR3/1) に、黄褐色土 (10YR5/6) を小粒～小塊状に7%、極小～小粒状の炭化材を3%、ガラス・ビニルを含む	表土
1	灰黄褐色土 (10YR4/2) に、明褐色土 (7.5YR5/6) を極小～小粒状に10%、灰黄褐色粘性土 (10YR6/2) を極小～小粒状に5%含む。しまり中	
2	黒色土 (10YR2/1) に、にぶい赤褐色土 (5YR4/3) を極小～小粒状に2%、炭化材を極小粒状に1%含む。しまり強い	壕覆土
3	暗褐色土 (10YR3/3) に、明褐色土 (7.5YR5/6) を極小粒状に2%、明赤褐色砂質土 (5YR5/8) を極小粒状に1%含む	
4	明褐色土 (7.5YR5/6) に、灰黄褐色粘性土 (10YR6/2) を極小粒～中塊状に30%、明黄褐色砂質土 (5YR5/8) を極小粒状に2%、暗褐色土 (10YR3/3) を極小粒～小塊状に5%含む	土壘積土か
5	黒色土 (5YR1.7/1) に、明黄褐色土 (10YR6/8) を極小粒状に1%含む	
6	黒色土 (5YR1.7/1) に、明褐色土 (7.5YR5/6) を極小粒～大塊状に10%含む	攪乱の可能性有
7	黄褐色土 (10YR5/6)。しまり強い	地山

性格不明遺構

大きく分けて、建物跡（構造物）の一部と想定し得るプラン、通路跡などの導線を形成すると考え得る硬化面、壕を一部埋め戻したと考えられる盛土の広がり、平成8年度の調査で検出され今回の精査によって新発見が得られた橋脚の受け部と想定し得る遺構をここに分類した。遺構を平面的に確認した段階で調査を終了する方法を選択したため、性格や時代など不明な点が多い。また、重複関係が著しく、全体形が不明なものが多いため、遺構として位置付けを確定できなかったものについてはすべて性格不明遺構として報告する。

SX-01（第6図、写真2） Q-20・21区にて平成16年度に検出した。南北322cm、東西240cm以上の方形を呈し、竪穴建物跡と思われる遺構である。検出面ではカマド等の焼土は確認できなかった。北西隅と西壁・北壁の平面形を検出した。東側は他の遺構と重複すると思われるため、未確認である。SA-01・SD-02より古い。確認できる深さは60cm程度と思われる。確認面の直上では土師器坏、ミニチュア土器、土玉を検出している。遺構埋土には土師器坏等が検出されたが、文化庁の指導もあり、取り上げを行わず現状で保存することとした（『浪岡町文化財紀要』参照）。このSX-01については、本年度の調査で遺構確認面から多量の炭化材が確認されており、焼失建物の可能性が考慮される。

SX-02（第6図、写真2、表6） P・Q-20区にて平成16年度に検出した。西壁の一部を検出したが、その他は未確認である。埋文センターの調査で検出した44H・45Hに同定又は重複する遺構と思われる。確認面での範囲確認調査で、新旧関係がわかるまでの精査を行っていないため、規模、SX-01との重複関係等については詳細不明である（『浪岡町文化財紀要』参照）。本年度検出したSX-21よりも古いことが確認された。

SX-03、04（第4図、写真2） 平成16年度調査時検出遺構（『浪岡町文化財紀要』参照）。

SX-05（第7図、写真2、表8） P-22区にて検出した。SA-05と重複し、SA-05よりも古い。埋土からは火山灰を多量に検出した。これは、一次堆積とみられる。底面までの掘り下げを行わなかったが、規模並びに重複関係より、SA-05よりも古い柱列跡の可能性を考慮し得る。

SX-06 欠番とする。

SX-07 (第7図、写真2) P-23区にて検出した。幅10cm、南北26cmの長方形のプランとして確認したが、Pit-01・SA-06と重複し、いずれよりも古いため、平面形は不明である。

SX-08 (第7図、写真2) P-23区にて検出した。南北26cm、東西10cmの半円形のプランとして確認したが、Pit-01・SA-06と重複し、いずれよりも古いため、平面形は不明である。

SX-09 (第7図、写真2・4) P-23区にて検出した。南北25cm、東西30cmの方形を呈すると見られる。Pit-02、SX-42(硬化面)と重複し、Pit-02よりも古くSX-42よりも新しい。形状及び位置からは、Pit-02に先行する柱穴の可能性も考えられる。

SX-10 (第7図、写真2) P-23・24区にて検出した。直径36cmほどの円形を呈すると見られる。Pit-02に対応した控え柱の柱穴である可能性も考慮したが、不明な点が多く判断できない。

SX-11 (第7図、写真2) P-23区にて検出した。直径30cmほどの円形を呈すると見られる。SX-41(硬化面)と重複し、SX-41より新しい。Pit-01に対応した柱穴の可能性も考慮されるが、精査を行っていないため、性格は不明である。

SX-12 (第7図、写真2、表7) Q-21区にて検出した。東西200cm、南北90cm以上の楕円形を呈すると見られるが、北側を現代の耕作による攪乱により削平されているため、詳細は不明である。

SX-13 (第4・5図、写真1) P-15区にて検出した。黒色土の範囲を東西に80cm程度確認したもので、建物の掘り方の一部と想定される。西側でSX-14と重複し、SX-14より新しい。東側は調査区外に延びるが、埋文センターの調査報告書で対応すると考えられる遺構は確認できない。南側については不明である。

SX-14 (第4・5図、写真1) P・Q-15区にて検出した。黒色土の範囲を東西に300cm程度確認したもので、一部攪乱によって削平されているため平面形は不明であるが、壕の造成よりも古い建物跡の可能性はある。東側でSX-13と重複し、SX-13より古い。平面形等は不明である。

SX-15 (第5図、写真1) P・Q-15区にて検出した。黒色土の範囲を東西に200cmほど確認したもので、方形を呈する建物跡の可能性はある。SX-16と重複し、SX-16よりも新しい。

SX-16 (第5図、写真1) Q-15区にて検出した。黒色土の範囲を東西に70cmほど確認したもので、建物跡の可能性はある。SX-15と重複し、SX-15より古い。

SX-17 (第5図、写真1) P-17・18区にて検出した。東西180cm、南北250cmの黒色土の範囲を確認した

もので、建物跡の南西隅部分と考えられる。SX-33・34（共に硬化面）と重複し、SX-34より新しいがSX-33より古い。覆土より鉄滓が多数出土しているため、鉄関連施設の可能性も考慮される。埋文センターの調査報告書で本遺構と対応できるものは確認できない。

SX-18（第5図、写真1） Q-17区にて検出した。南北240cm、東西30cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部と考えられる。SX-19と重複し、SX-19よりも新しい。

SX-19（第5図、写真1） Q-17・18区にて検出した。南北420cm、東西180cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部と考えられる。SX-18、硬化面SX-34～36と重複し、SX-18・36より古く、SX-34・35より新しい。

SX-20（第6図、写真2） Q-18・19区にて検出した。東西130cm、南北220cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部と考えられる。南側は攪乱によって掘削される。硬化面SX-37と重複し、SX-37よりも古い。

SX-21（第6図、写真2） P・Q-20・21区にて検出した。東西280cm、南北370cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部と考えられる。硬化面SX-39、建物跡SX-02と重複し、いずれよりも新しい。

SX-22（第7図、写真2） O-24区にて検出した。東西175cm、南北100cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部と考えられる。東側は調査区外に延びるが、既調査区で対応する遺構は報告されていない。

SX-23（第8図、写真3） O・P-25区にて検出した。南北110cm、東西70cmの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の可能性はある。西側は近年の耕作により削平されたと思われ、範囲等は不明であるが、壕の造成よりも古い建物跡の可能性はある。

SX-24（第8図、写真3） P-25・26区にて検出した。東西75cm、南北170cmほどの黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の可能性はある。硬化面SX-45と重複し、SX-45より古い。西側が壕と重複しており壕よりも古い遺構である可能性がある。

SX-25（第8図、写真3） O・P-26区にて検出した。硬化面SX-46・47と重複し、いずれよりも古い。東西370cm、南北180cmほどの範囲で不整形な黒色土の広がりを確認したもので、建物跡の可能性はある。

SX-26（第9図、写真3） P-27区にて検出した。南北方向に230cmにわたって黒色土の範囲を確認したもので、建物跡の一部の可能性はある。

SX-27（第9図、写真3） O・P-28区にて検出した。南北80cm、東西70cmほどの黒色土の広がりを確認したもので、建物跡の一部の可能性はある。

SX-28（第6図、写真2） Q-18・19区にて検出した。一辺が36cmほどの不整形を呈する。SA列の西側に位置し、遺構の薄い部分に単独であるため、建物の柱穴となる可能性は低い。他の施設の一部として用いられたものかもしれない。

SX-29（第8図、写真4） R-25区にて検出した。直径30cmほどの方形を呈すると見られるが、北側は調査区外へ延びる。検出位置から、土塁の基底部分付近に設けられた何らかの施設に伴う痕跡の可能性はある。なお、平成8年度の調査時には、土塁の内縁に沿ってほぼ同一標高上及び一段下に柱穴列が回ることが確認されている。これらの柱穴の延長である可能性もある。耕作により遺構上部の層が削平されているため、柱穴列が柵状の施設になるのか土留め等の施設になるのかは不明である。

SX-30（第8図、写真4） R-25区にて検出した。直径30cm程度の方形を呈すると見られる。検出位置及び規模から、同規模のSX-29と同様の解釈ができる。

SX-31（第10図、写真3） N-29・30区にて検出した。壕の落ち際において南北50cm、東西35cmの不整形を呈するプランである。何らかの施設に付随する柱穴の可能性が考慮されるが、周囲の覆土を除去していないため、対応する遺構の有無、深さ等については不明である。

SX-32（第5図、写真1） P-16区にて検出した、灰白色粘土塊を主体とする硬化した土の範囲である。南北18cm、東西28cm程度のブロック状を呈していたため、通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-33（第5図、写真1） P-17区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。南北30cm、東西110cmの不整形を呈する。建物跡SX-17より新しい。通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-34（第5図、写真1） P-17・18区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。南北210cm、東西400cmの不整形を呈する。建物跡SX-17より古く、建物跡SX-19より新しい。通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-35（第5図、写真1） P-17区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。南北110cm、東西70cmの不整形を呈する。道路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-36（第5図、写真1） P・Q-17・18区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。南北100cm、東西120cmの不整形を呈する。建物跡SX-19より新しい。通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-37（第6図、写真2） P・Q-18・19区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。南北の長さ340cm、東西幅150cmである。建物跡SX-20より新しい。SX-34～36と関連のある通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-38 (第6図、写真2) P-20区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。一辺が36cm程度の不整形を呈する。通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-39 (第6図、写真2) P・Q-20・21区にて検出した、灰白色粘土を主体とする硬化した土の範囲である。東西幅100cm(一部300cm)ほどの不整形な広がりであり、SX-37・40と関連のある通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。建物跡SX-21と同時期か、古いものと思われる。

SX-40 (第7図、写真2、表8) O-22区、P-21・22区にて検出した、黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。東西・南北ともに幅200cm程度を確認した。SX-41と関連のある通路状遺構の一部であった可能性が考慮される。

SX-41 (第7図、写真2、表10) O・P-23区にて検出した、黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。東西・南北ともに幅400cm程度を確認した。東西方向には更に広がるものと思われるが、範囲は不明である。北側でSX-40に繋がるものと思われ、北側にも範囲は更に広がることが考慮される。SX-41は、SX-42の延長として、橋を渡ってから門を抜ける通路状遺構であった可能性が考慮される。SX-11・43と同時か、より古く、SX-42とは同時である。

SX-42 (第7図、写真2、表9) P・Q-23区にて検出した、粘性土を主体とした硬化した土の範囲である。平成8年度の調査区壁面の観察からは、版築状に叩き締められ、極めて硬く締まった面を形成することが分かる。南北220cmほど、東西150cmほどを確認した。SX-42の西側(壕側)には階段状に地山を形成した部分があり、橋梁が架かっていたことが想定される。この場合、SX-42は橋から主要部に至るスロープを形成し、主たる導線の通路(入口施設)として機能していたことが考慮される。

SX-43 (第7図、写真2) P-23・24区にて検出した、黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北400cmほど、東西200cmほどを確認した。

SX-44 (第8図、写真3) O-25・26区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北400cmほど、東西300cmほどを確認したが、攪乱により明確な範囲は不明である。

SX-45 (第8図、写真3) P-25・26区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北220cmほど、東西100cmほどを確認した。

SX-46 (第8図、写真3) O-26区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北100cmほど、東西200cmほどの三角形を呈する範囲を確認した。

SX-47 (第8図、写真3) O-26区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。SX-46の下位に位置し、SX-46よりも古い。

SX-48 (第 9 図、写真 3、表13) O-27・28区にて検出した黒褐色土主体の硬化した土の範囲である。南北500cm、東西180cmほどを確認した。

SX-49 (第 9 図、写真 3) O-28区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北100cmほど、東西130cmほどの不定形を呈する。

SX-50 (第 9 図、写真 3、表14) O-28区にて検出した黒褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。南北50cm、東西70cmほどを調査区隔で三角形に確認した。硬化面の南端がどこまで続くのかについては確認できなかった。

SX-51 (第 5 図、写真 1) Q-16区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定しているが、壕への落ち際であるため、崩落や現代の果樹園利用時における根の影響で脆弱化したのかもしれない。

SX-52 (第 6 図、写真 2) R-19区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定している。SX-53～56と同時期の拡張と考えられる。

SX-53 (第 6 図、写真 2) R-20・21区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定している。

SX-54 (第 7 図、写真 2、表 7・8) Q・R-21・22区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定している。

SX-55 (第 7 図、写真 2) Q-23 区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定している。

SX-56 (第 7 図、写真 2、表11) P-24区にて検出した、黄褐色土を主体とした軟弱な土の範囲である。主要部内西側(壕の東側)を埋め戻して、平坦な面を形成している。拡張区と想定している。

SX-57 (第 7 図、写真 2・4) S-24区内の平成 8 年度の発掘調査区を精査した結果、今回遺構認識に至った地山の窪みであり、橋梁の受けと想定している。平成 8 年度の調査時には、表土から10cm程とあまりにも浅い位置で検出したため、果樹による攪乱の可能性を考えていたが、今回、再度の精査で、壕内側へ向かう 2 本の窪みが確認できた。この遺構が開口する方向には、出入り口施設として想定したSX-42・41、門跡と想定したPit-01・02がある。ただし、この部分に架かる橋であれば10mほどの橋となる。壕でも最も距離のある部分であり、橋脚の位置や規模など不明な点も多い。なお、平成 8 年度の調査時には、橋脚はおろか、橋脚に係わる明確な柱穴等の遺構も確認することができなかった。

SX-58（第7図、写真2） T-24区にて検出した、黒色土を主体とした硬化した土の範囲である。主要部内の硬化した面と異なり、白色の粘性土が含まれずに硬化している。北側の土塁に沿って東西に延びるもので、壕の外側の出入り口（通路）と考えられる。南北（通路）幅は100cmほどで、中央部に一部盛り上がりがあるが、上半部は削平されていると考えられる。確認当初は、現代の農耕車により締め固められた層と解釈していたが、轍以外の部分でも硬化面が広がっていることや、表土の段階から確認できた碎石による現代の簡易舗装と範囲の異なることが判明した。SX-59とともに高屋敷館遺跡への通路として考えられるが、東西の延長については、今年度の調査では確認できなかった。高屋敷館遺跡の外側（西側）の道路とSX-58・59の通路との関係を調査することが課題として残された。

SX-59（第7図、写真2） T-24区にて検出した、褐色土を主体とした硬化した土の範囲である。SX-58よりも位置が高く、SX-58の中央部に確認された「高い部分」とほぼ同一のレベルであることから、削平以前はこの程度の高さはあった可能性が考えられる。SX-59の下層には西側から続く溝が延びており、その溝を埋めた状態で硬化面を造成している。10世紀に用いたと思われる溝を埋め、通路の一部として用いたことが考えられる。南北幅100cmほどを確認した。

壕（第2・13図、写真3・6）

調査区全体で壕を横断する形に数条の浅いトレンチを設定し、各地点における壕の上部幅等を確認した。壕の落ち込み箇所（縁辺部）のみを検出することに留め、掘り下げは行っていないため、深さ及び堆積状況については分かっていない。

埋文センターの調査時に検出している壕跡の延長線上に落ち込みのラインが延びていること、また、遺跡を囲む大まかな壕幅を確認し、史跡指定以前の平成8年度に浪岡町教育委員会が調査した壕跡の内容とも整合性を持つことが明らかとなった。

壕幅については、北側においては、概ね7m程度を測る。西側は6m程度と幅狭になるが、土塁食い違い部を挟み南側に至ると更に壕は狭くなり、5m程度となる。北側壕と比べても格段に狭くなる傾向が明らかとなった。

更に、土塁食い違い箇所において、一部主要部内西側（壕の東側）を埋め戻している地業痕跡（SX-51～56）を確認した。これらの遺構については、先に報告したとおりである。

掘り下げを殆ど行わなかったため出土遺物は多くないが、覆土より土師器・須恵器・近代の陶磁器・土製品・鉄滓・獣歯が出土した。

獣歯はR-26～28区から散布的に22点が出土した。時期については明らかではないが、近代の陶磁器が共伴するなど、出土状況からは近代以降の可能性もある。また、鉄滓は特に北側のQ-15区、Q・R-16区、R-17区からの出土が多く、埋文センターの調査ではN・O-14～16区において、鋼精練を行っていた可能性が指摘される第1号鉄関連遺構及び不明工房跡が報告されている。これらの建物及び今回調査区内で検出した遺構が同種の建物であれば、それらに由来する鉄滓の可能性も推定される。

土塁（第2・13図、写真2・3・5・6）

全体的に土塁基底部を確認することに努め、S・T-15区、T・U-22～24区、S・T-27・28区、P・Q-30区

においては一部表土を除去し、土塁の残存状態を確認した。この際も、耕作土を含む覆土のみを除去し、土塁を截ち切る等の掘り下げは行っていない。崩壊土と共に一部耕作などに起因すると考えられる削平が認められるなど、上部は大きく削られているため、造成された当時の垂直・水平方向ともに規模は不明である。

但し、基底部幅については、今回の調査では埋文センターが北側の調査で報告している幅 2 ~ 2.7m よりも幅広となり、北土塁の西側（出入り口付近）では 7 ~ 8 m を測った。更に、南側土塁の出入り口付近では北側土塁よりも 1 m 程度幅広となる傾向が認められた。南側へ回り込むと基底部幅はまた狭くなるため、結果として西側（出入り口付近）だけが大規模となる傾向を表す。

一部崩落した土塁層序の観察からは、土塁は旧表土と考えられる黒色土の上にロームの混じった土を盛って造られていることが分かるが、西側については、掻き上げ土を積み上げるだけでなく、一部側面を叩きしめて斜面を成形するなどの工法を採用していた可能性が考慮される。上面の構造及び付属施設については、削平されているため不明である。ただ、SA-02のように土留めの施設としての性格が考慮される遺構や、SX-29・30のように、南側土塁の最北端部において土塁もしくは壕に付随する何らかの施設が設けられていた可能性がある。

2) 南側調査区（南北トレンチ）

県埋文センターによる調査で設置された南北トレンチの内、西側について調査を行った。

このトレンチは、全長87m、幅 2 m 程度、覆土（南北トレンチ掘削時の排土に由来する盛土を含む）の厚さは10~90cmであり、南半部において建物跡の可能性のある遺構（SX）1 基、溝（SD）4 条、円形周溝と思われる遺構（SX）1 基、柱穴（Pit）2 基（内 1 基はSXとして報告する）を確認した。その他に、十数点の遺物を検出することができた。

また、東側のトレンチについては時間等の制約から全長94m、幅2.5m程度の規模であることを確認するのみに留まった。

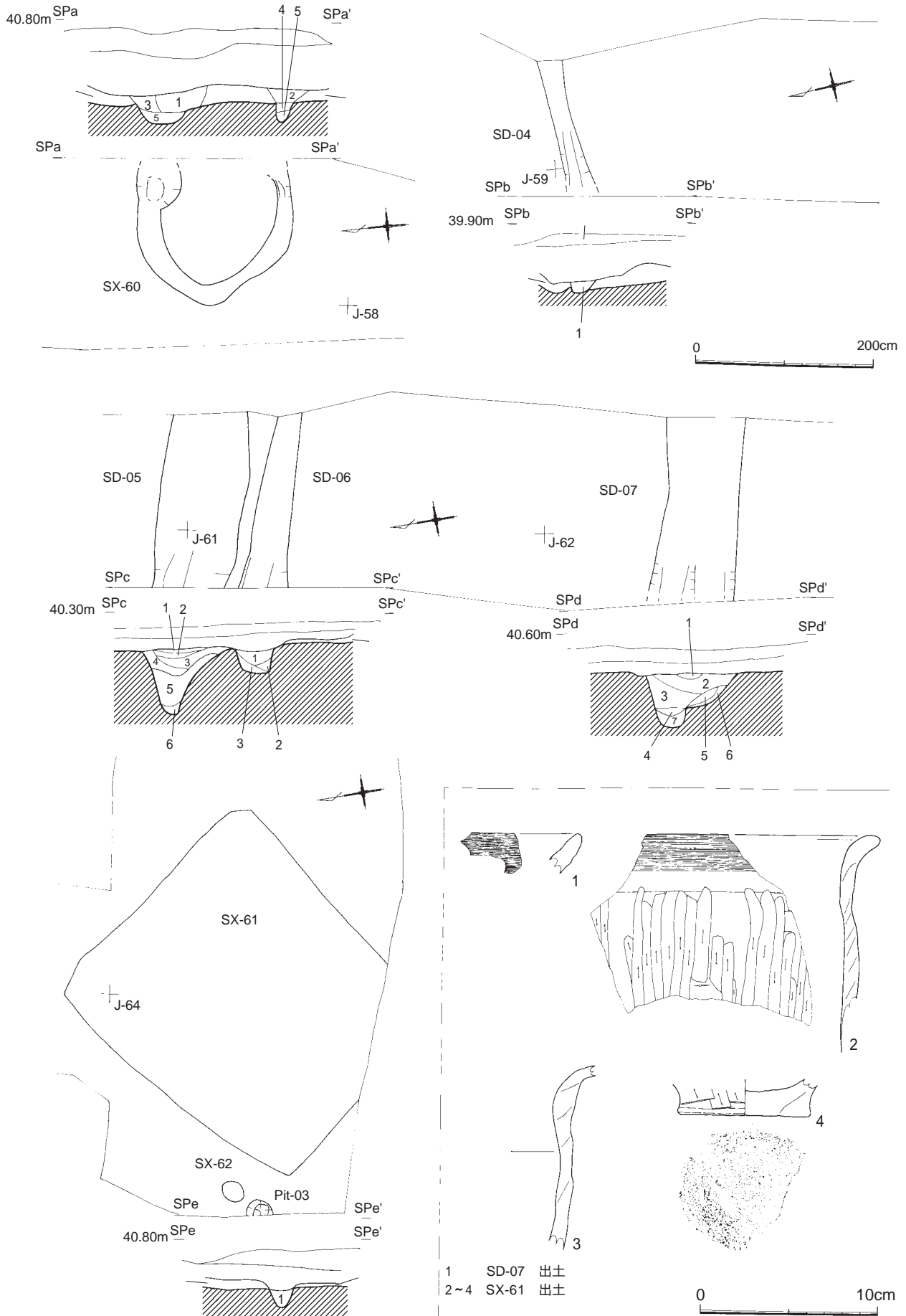
検出した遺構の詳細を以下に述べる。

SD-04（第11図、写真 7、表18） I・J-57区において検出した東西溝で、両端は調査区外に延びる。確認面での幅は30cmであり、底面幅は15cmである。断面は皿状を呈し、上部は削平を受けるが、深さ12cmを測る。遺物は確認されなかった。

SD-05（第11図、写真 7、表19） I・J-60・62区において検出した東西溝で、両端は調査区外に延びる。確認面での幅は90cmであり、底面幅は10cmである。断面は箱薬研状を呈し、上部は削平を受けるが、深さ70cmを計る。遺物は確認されなかった。

SD-06（第11図、写真 7、表19） I・J-62区において検出した東西溝で、両端は調査区外に延びる。確認面での幅は50cmであり、底面幅は30cmである。断面は逆台形状を呈し、上部は削平を受けるが、深さ30cmを測る。遺物は確認されなかった。

第11図 南側調査区検出遺構及び出土遺物



1 SD-07 出土
2-4 SX-61 出土

表17 SX-60土層観察表

No.	土層注記	備考
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ビニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土	
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし	
1	灰黄褐色土(10YR4/2)に、黒褐色土(10YR3/1)を極小～小粒状に30%、黄褐色土(10YR7/8)を極小～小粒状に1%含む	SX-60
2	灰黄褐色土(10YR4/2)に、黒褐色土(10YR3/1)を極小粒状に5%、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に2%含む	
3	黒褐色土(10YR3/1)に、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒状に2%含む。しまり中	
4	黄褐色土(10YR7/8)に、黒褐色土(10YR3/2)を極小～小粒状に30%、明黄褐色土(10YR7/6)を小～中塊状に7%含む。しまり中	
5	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR7/6)を極小粒状に7%含む。しまり強	
6	黒色土(7.5YR2/1)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小～小塊状に40%含む。明黄褐色土(10YR7/6)を極小～大粒状に3%含む。しまり中	表1 層対応

表18 SD-04土層観察表

No.	土層注記	備考
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ビニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土	
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし	
1	黒色土(7.5YR1.7/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を大粒～小塊状に10%含む。しまり中	SD-04

表19 SD-05・06土層観察表

No.	土層注記	備考
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ビニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土	表1 層対応
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし	表1 層対応
1	黒色土(7.5YR2/1)に、明黒褐色土(10YR6/8)を小～中粒状に2%、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒状に20%含む。しまり強	SD-05
2	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小粒～中塊状に5%、黄褐色砂質土(10YR8/6)を極小～小粒状に2%、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒状に20%含む。しまりやや強い	
3	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色粘性土(10YR8/6)を極小～中塊状に20%、黒色土(10YR2/1)を極小～小粒状に10%含む	
4	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小粒～中塊状に5%、黄褐色砂質土(10YR8/6)を極小～小粒状に2%、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒状に20%含む。しまりやや弱い	
5	暗褐色土(10YR3/3)に、黄褐色粘性土(10YR8/6)を極小～大粒状に7%、明黄褐色土(10YR6/8)を極小～小粒状に3%含む	
6	黒色土(10YR2/1)と褐色土(10YR4/4)と明黄褐色土(10YR6/8)の4:5:1の混層。湿性高い	
7	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小～小粒状に7%、黄褐色砂質土(10YR8/6)を極小～小粒状に2%含む。しまり中	SD-06
8	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小～小粒状に30%含む	
9	明黄褐色砂質土(10YR6/8)に、黒色土(10YR2/1)を極小～小粒状に5%、黄褐色土(10YR8/6)を極小粒～小粒状に5%含む。しまり弱い	
10	黒色土(7.5YR2/1)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小～小塊状に40%含む。明黄褐色土(10YR7/6)を極小～大粒状に3%含む。しまり中	表1 層対応

表20 SD-07土層観察表

No.	土層注記	備考
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ビニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土	表1 層対応
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし	表1 層対応
1	黒色土(10YR2/1)に、明黄褐色土(10YR6/8)を極小粒～中塊状に5%、黄褐色砂質土(10YR8/6)を極小～小粒状に2%、暗褐色土(10YR3/3)を極小粒状に20%含む。しまりやや強い	SD-07
2	暗褐色土(10YR3/3)に、明黄褐色土(10YR6/3)を極小～小粒状に3%、黄褐色粘性土(10YR8/6)を極小粒状に1%含む	
3	黒褐色土(10YR3/2)に、黄褐色粘性土(10YR8/6)を極小粒～大塊状に30%、黒色土(10YR2/1)を極小粒状に20%、明黄褐色土(10YR6/8)を小粒状に1%含む	
4	黒褐色土(10YR3/2)に、黄褐色粘性土(10YR8/6)を極小粒～大塊状に20%、黒色土(10YR2/1)を極小粒状に10%、明黄褐色土(10YR6/8)を小粒状に3%含む	
5	灰黄褐色土(10YR4/2)に、黄褐色土(10YR8/6)を極小粒～中塊状に10%、黒色粘性土(10YR2/1)を極小粒状に10%含む。しまり強い	
6	暗褐色土(10YR3/3)と、黄褐色土(10YR8/6)と黒色粘性土(10YR2/1)を4:5:4の混層	
7	灰黄褐色土(10YR4/2)に、黄褐色土(10YR8/6)を極小粒～中塊状に10%、黒色粘性土(10YR2/1)を極小粒状に10%、明黄褐色砂質土(10YR6/6)を中粒状に2%含む。粘性あり	

表21 Pit-03土層観察表

No.	土層注記	備考
	黒色土(10YR2/1)主体の草根層。ビニル・礫を含む。平成7年トレンチ掘削時の盛土	表1 層対応
	黒色土(7.5YR1.7/1)に、黄褐色土(10YR5/6)を極小粒状に1%含む。しまり弱い。粘性なし	表1 層対応
1	暗褐色土(10YR2/3)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小粒状に30%、明黄褐色土(10YR7/6)を中～大粒状に2%含む。しまり弱	
2	黒色土(7.5YR2/1)に、黄褐色土(10YR7/8)を極小～小塊状に40%含む。明黄褐色土(10YR7/6)を極小～大粒状に3%含む。しまり中	表1 層対応

SD-07(第11図、写真7、表20) I・J-62区において検出した東西溝で、両端は調査区外に延びる。確認面での幅は90cmであり、底面幅は30cmである。南側で一段テラス状に段がつく。断面は箱葉研状を呈し、上部は削平を受けるが、深さ60cmを測る。土師器片が2点出土した。

Pit-03(第11図、表21) J-64区において検出した。西側は調査区外に延びるが、直径30cmの円形を呈し、深さ25cmを測る。先端が三角形に整形した杭を打ち込んだかのような形状を呈する。遺物は確認されない。

SX-60（第11図、写真17） I・J-57・58区において検出した。東側は調査区外に延びるが、概ね幅20～30cm、深さ30cm、断面U字形の溝が、直径270cmの円状に巡る。北側では、溝の先端が幅50cmの土坑状に広がる。付近の覆土より縄文土器片が出土したが、本遺構に伴う遺物は確認されなかった。

SX-61（第11図、写真7） I・J-63・64区において検出した。南東隅は調査区外に延びるが、南北約320cm、東西約300cmのほぼ正方形を呈する。上部は削平を受けるが、南壁中央付近に遺物の集中と粘土及び焼土が散布的に検出される箇所があり、この箇所にカマドが設置され、住居であった可能性が考慮される。平面で壁溝と思われる痕跡を確認した他は、Pitなどの施設を確認することはできなかった。埋土に炭化材の混入が多量に認められることから、焼失した可能性も考慮される。出土遺物は土師器の甕の破片が22点、カマド推定地点から検出した。

SX-62（第11図） J-64区において検出した。直径24cmの円形を呈する。掘り下げを行わなかったため、詳細については不明である。

第4節 出土遺物（第11・12図、写真8・9）

今年度の調査で出土した遺物には、古代の須恵器、土師器、土製品（土玉・土鈴・羽口）、骨歯などがある。土師器の坏や甕の形態からは、埋文センターが調査した際に出土した10～11世紀に位置すると思われる破片が多数を占める。しかし、中世を除き、近世・近代・現代の遺物も連続して表採できる状況であり、遺跡の使用年代に時代幅が見られる。ここでは遺跡の主体となる古代の遺物を中心として報告する。

須恵器

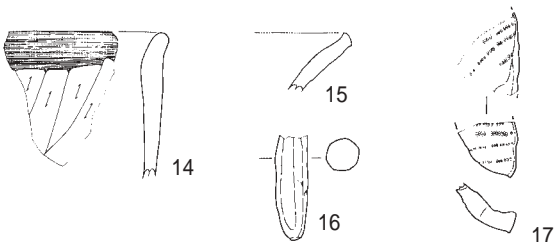
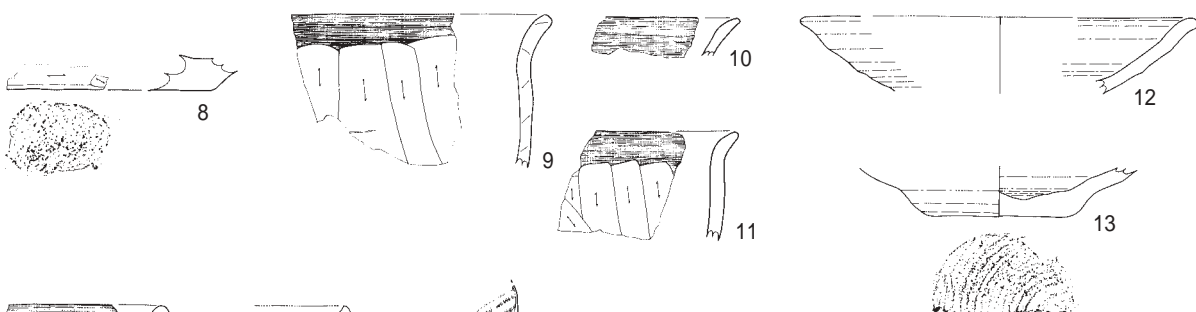
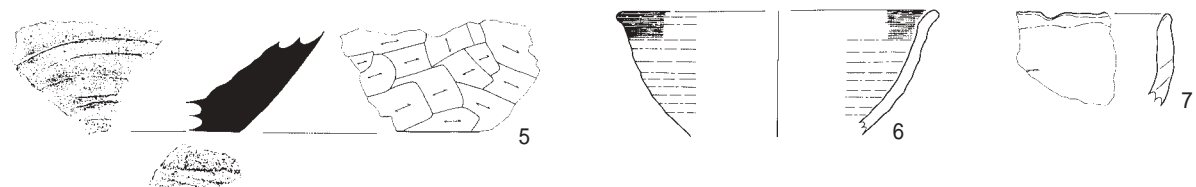
甕 大甕胴部片（19・31・32）が出土している。（19）は外面にタタキ目が見られるが、内面にはタタキ目は認められない。（32）は薄手であるが、甕の胴部片と思われるもので、内外面にタタキ目を有する。

壺 壺（5、18、30、44）には、底部片（5、44）と頸部から口縁部にかけての破片（18、30）がある。口縁部片（30）は、口縁の折り返し小さく、頸部からの外反は顕著ではない。頸部だけの破片（18）は頸部外径10cm近くとなるとと思われる破片で、大型の壺となる。（5）はPit-01埋土より出土した底部破片で、外面は概ね横位のケズリにより成形されている。底部にはヘラ削りの痕跡が残る。（44）は底部から胴部の外面をヘラにより丁寧に磨き調整している。

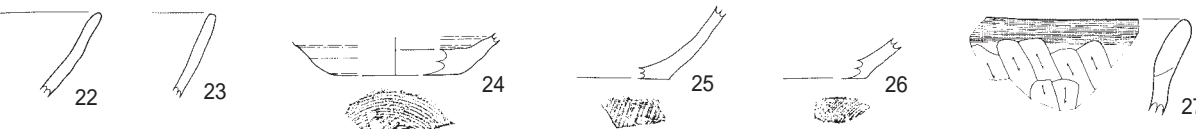
土師器

坏 坏は、皿状に底部から外反する浅いものと、いわゆる碗状となる器形がみられる。皿状となるものでは、口縁部がさらに外反するもの（12、20、21、36）が大半であるが、口縁の外反が緩やかで、ほとんど認められないもの（46）も見られる。碗状のものうち口縁が外反するもの（6、45）と、直行気味に立ち上がるもの（22、23、33、34、35）がある。いずれも内外面にはロクロ目が明瞭に残り、調整も良好である。底部は回転系切痕（24、33、37、48）と静止系切痕（13、26）がある。ヘラ起こし痕の残るもの

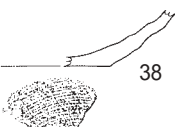
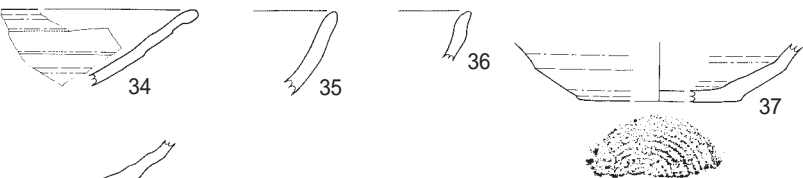
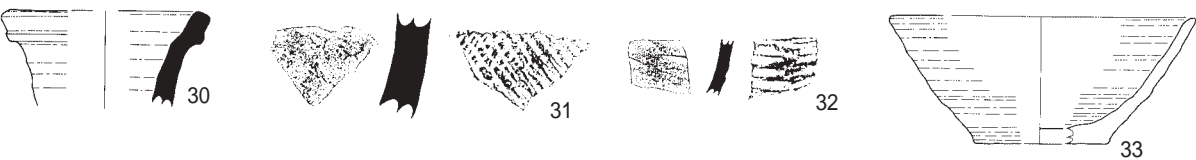
第12図 主要部出土遺物(1)



5 ~ 7 Pit-01 出土
 8 SA-01 出土
 9 土壘埋土 出土
 10~11 土壘覆土 出土
 12~17 壕埋土 出土

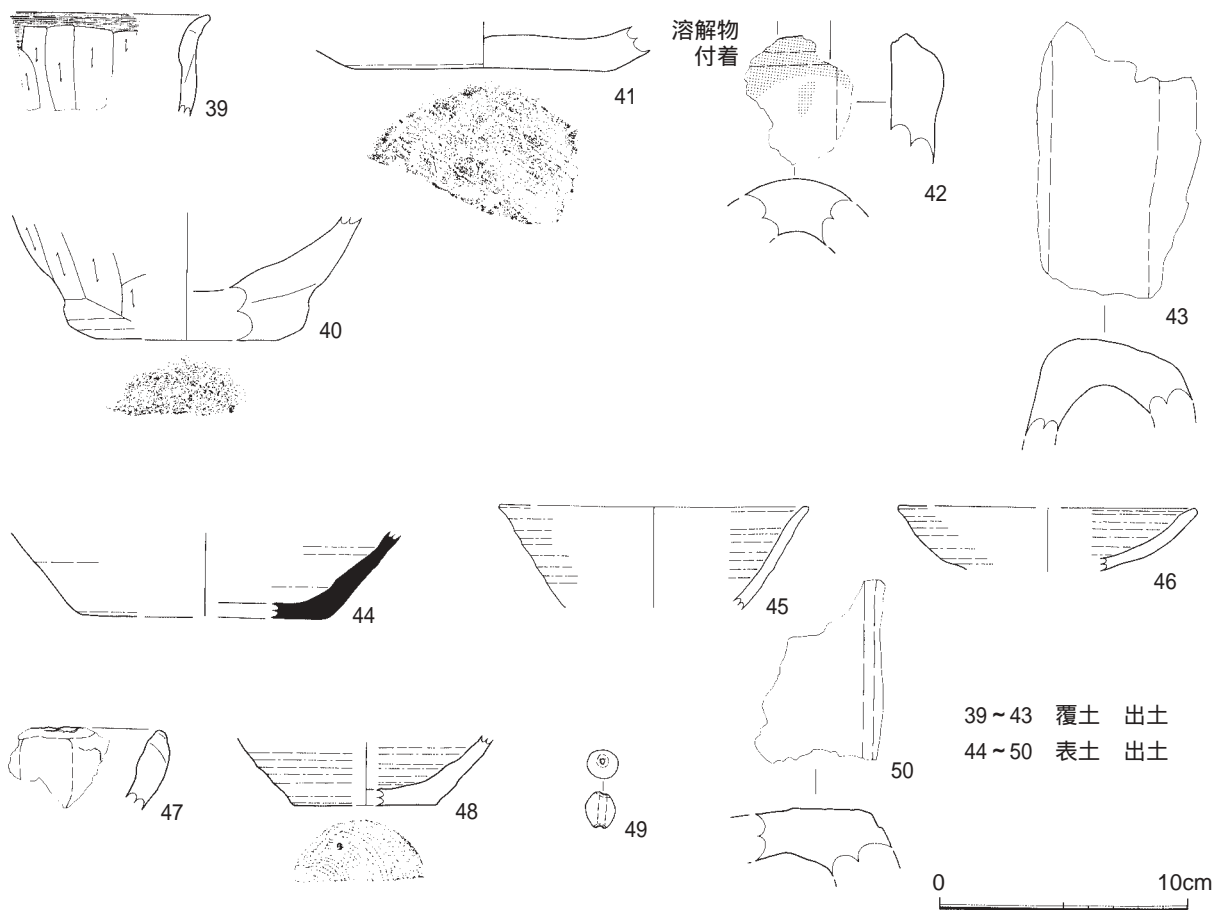


18~29 壕覆土 出土
 30~38 覆土 出土



0 10cm

第13図 主要部出土遺物(2)



(25)は胎土が均質で、硬質な焼成となっている。(1)はかわらけ様の胎土の小破片である。

甕 口縁部片及び底部片が出土しているが、全形を把握できる資料は出土していない。口縁部片は、口縁が顕著に外反する器形が主である。外反する口縁部に横ナデ調整を施し、頸部以下が縦位のヘラナデ・ヘラ削り痕が明瞭に残されるもの(2、9、10、11、39)が主となる。口縁部の外反が緩やかで、前者と比較すると直立近く立ち上がるもの(14、27)もあるが、調整技法に関しては前者と同様の特徴を有する。底部は、砂目を残すもの(8、40)が主体となるが、柱状高台様の(4)も見られる。他に、器形は判然としないが、底径の大きさと底部より外反する立ち上がり形状からは壺が想定される破片(41)もある。内外面共に炭化物が付着し、直接火を受けた痕跡があり、底には網代痕が残る。(3)は直接火を受け、器面が剥落する、頸部から胴部にかけての破片である。

壺 (28)は口縁部のみの出土であった。須恵器の模倣を思わせる成形であるが、口縁部が外反する明瞭な段は形成されていない。胎土は粗いが全体の調整は良好である。

土製品

土玉(49)は覆土より出土した。直径11.8mm、厚さ13.5mmの球状を呈し、中央部に焼成前穿孔の径2mmの楕円孔が施される。埋文センターによる調査の際出土した玉及び昨年の調査によってSX-02から出土した玉とほぼ同様の製作技法であるが、従来出土している玉がやや扁平状であるのに対し、本遺物は鶏卵型に近い。土鈴片(17)と思われる破片も覆土から出土した。通常の土鈴と異なり、表面に幅1cm程度の櫛状

の道具による押圧痕が認められる。他に、羽口片が表採及び覆土より出土している。羽口は、円管状となるもの(42)と、角管状になるもの(43、50)がある。直径を比較すると、概ね円管状を呈するものよりも角管状を呈するものの方が大きめである。その他として、ミニチュア土器と思われる破片(29)や、器形不明の遺物(7、47)、若干細めではあるが、土鈴の紐の可能性も考えられる不明土製品(16)などが出土している。

獣歯・骨等

覆土から草食獣の歯を散布的に検出した。時代は不明であるが、近現代の獣歯である可能性が高いと思われる。他に、骨・貝等も出土したが、いずれも表土層からの出土であり、古代まで遡れる可能性は低いものと思われる。骨片についても、現代の廃棄と思しきものである。

鉄滓

確認面までの掘り下げにとどめたにもかかわらず、約5,200gと多量に出土した。出土量が多いのは、埋文センターが性格不明工房跡と報告した遺構の西側である、Q-15・16区からであった。

当該調査区は、埋文センターの調査報告にある第1号鉄関連遺構や性格不明工房跡に近接しており、一帯が鉄関係の工房跡が集中する地区であったとすれば、本年度調査区にも同様の鉄関連遺構が存在した可能性がある。

また、近現代に農耕により表土を含め削平および押土を行っている可能性が高いため、前出の遺構埋土を押した結果、遺構埋土が低い位置にあった壕跡に鉄滓とともに入り込んだものかもしれない。

いずれにせよ、主要部の北側には工房跡等の施設があり、確認面から多量の鉄滓が出土したことから、鉄(製品)の生産に関した何らかの施設が設けられていた可能性が考えられる。

第3章 まとめ

環境整備工事は、平成17年度当初で史跡の北側から盛土を行う計画であったが、文化庁から既調査部分の壕跡が露出状態であることから、遺構の保護を優先するべきであるとの指導を受け、7月に主要部内の保護及び整備用の盛土埋め戻しを行うことに変更した。この段階までは工事に必要な材料である砂等の搬入は、史跡南側から史跡内を運搬車等で運ぶこととしていた。しかし、南北トレンチの調査結果から、未調査部は遺構面までの覆土が極めて薄い状態であり、保護盛土なしでは運搬車両が通行できないことが判明した。

ほぼ同時期に、市の財政状況から当初計画していた規模での整備工事を行うことができず、工事を縮小する方向で関係各機関と調整することとなった。

結果、次年度以降に遺構保存（埋め戻し）を行うための準備として、史跡内に最短の運搬用導線を確保し、南壕から順次保護盛土を行うこととなり、平成18年1月に再度の変更申請を行った。工事は、史跡に唯一入ることのできる南側から壕に向かって、史跡内に幅5mの仮設道路を造るものである。設置対象箇所は南北に開口していたトレンチ部分とし、砂により埋め戻しながら仮設道路としても用いることとした。

今年度の発掘調査は、昨年に引き続き、主要部西側に残る未調査部における覆土状況、遺構配置、壕跡の位置、土塁の規模などを確することを主目的として実施した。また、未報告のままであった、主要部外南側に開口する南北トレンチにおける覆土堆積状況と遺構確認も行った。

調査結果として、主要部内では覆土の状況と大まかな遺構配置を確認することができた。特に、昨年の調査で部分的に検出した柱穴列の延長を確認し、さらに門と想定される遺構や通路及び11世紀の生活面の可能性が想定される硬化面を検出したことが、大きな成果と言える。今年度の成果を元に、今後、遺跡内における出入り口施設を含めた生活導線を検討することも可能となった。

ただし、昨年に引き続き遺構を掘り下げない確認調査であったことから、検出した各々の遺構の重複関係を把握することは可能であるが、遺構の時期決定に繋がるような出土遺物が極めて少ない結果となった。

過去の調査成果との整合性を図り、遺跡内の変遷を考察するには、まだ材料が不足していると言わざるを得ないが、高屋敷館遺跡の最終段階と考えられる11世紀における遺構配置を理解し、整備手法と整備内容を検討できる糸口となったものと考えている。

また、史跡南側のトレンチにおいては、溝や建物の可能性のある遺構を確認することができた。史跡南側においては、従来遺構等が報告されず性格等不明な状況にあったが、この一帯に10世紀後半段階で集落が広がっていた可能性を示唆するものと考えている。

さて、平成16・17年度の発掘調査（確認調査）を行って、調査成果を基に再度考慮する必要が生じてきた。それは、『高屋敷館遺跡は「典型的防御性集落」と呼称してよいのか?』ということである。これは、整備方針とも直結する遺跡の性格そのものに対する疑問である。

11世紀の同様の集落が「防御性集落」であるとする説の一方で、高屋敷館遺跡 = 「防御性集落」に疑問を唱える声もある。「土塁上に立つと内側を見下ろすことのできる比高差は、防御に不相当である」「顕著に防御性を表す出土遺物が見られない」など、遺構及び出土遺物から防御に疑義を唱えるものである。

しかし、弥生時代からの防御性集落（環壕集落）の研究や同様の遺跡の調査成果が次々と発表される中、高屋敷館遺跡をはじめとする環壕集落遺跡は「防御性集落」であるとの位置付けが強くなっている。

第14図 史跡高屋敷館遺跡検出遺構平面図（埋文センター1998に加筆）



それでは、平成16・17年度の発掘（遺構確認）調査を行った結果、高屋敷館遺跡を「防御性集落」と呼称することに肯定的になれるのであろうか。むしろ、調査成果からは単なる防御を目的とした集落とは考えがたくなってきている。戦いに備えた守る集落というよりも、むしろ、威容を示すことに重きを置いた集落であった可能性を考慮すべきではないだろうか。つまり「機能としての防御」性よりも「外観としての防御」性。すなわち、自己顕示性の性格をより強く持つのではないだろうかということである。

以下に、平成16年度からの発掘調査成果の概要を箇条書きにまとめて述べてみる。

- ・主要部内西側において、壕に沿う形で中央から北にかけて丸太材による柱穴列を確認した。これにより、主要部は壕と土塁により三面（確認している部分のみ。東側の一部も壕と土塁があるため四面とあって良いかもしれない）を囲み、主要部内の西側の一部に柱列（柵）が設置されていたと想定される。柱列は何度か造り替えられているが、最も新しい柱列は火山灰（サンプル分析は未了）が堆積する遺構よりも新しい。
- ・柱穴列の南端では少し太めの丸太材が立てられていた痕跡を確認した。南方向に九尺弱離れた場所に、同規模の柱の痕跡があり、両者の間には硬化した土の面が広がる。この硬化面を通路と考えた場合、この二つの柱により、門が構えられていた可能性がある。
- ・主要部西側の大きく土塁が食い違う部分で、土塁の外から内側へと通路跡と思われる硬化面を確認した。壕内部の門跡想定箇所との在り方から、橋が架かっていた（木橋と思われる。土橋の可能性はない）と想定している。
- ・門の想定部から北、東、南側の三方向へ、通路と考えられる硬化したタタキ状の面を確認した。
- ・主要部内の通路と想定される硬化面に沿う、または硬化面が検出できない場所に建物跡と思われる平面形の一部を確認した。
- ・主要部内の南西側で、壕が構築されるよりも古い段階の建物跡を確認した。
- ・主要部西側の門・柱穴列が確認された一帯では、柱穴列の西側を拡張する形で壕を埋め戻していることを確認した。この結果、柱列の西側に一定の空閑地を確保しているが、目的は不明である。
- ・土塁は門・道路・柱列のある西側では、より大規模に、丁寧に造られていることを確認した。規模並びに構築方法を比較すると、北側および南側では、規模・断面形状共に省略されている感が強い。
- ・土塁の西側面の一部で、外側に小規模な柱穴列を確認した。土の崩落を止める土留め施設を構えていた可能性が想定でき（確認範囲が短いため断言はできない）、土塁の高さが現在の確認面よりも高い可能性がある。
- ・主要部外西側から断面V字形の溝が東西に延び、土塁の食い違い部（出入り口と思われる部分）南半を通り、土塁内側の壕に落ち込むことを確認した。この溝の西側端部は、埋文センター調査時に確認できなかった。機能（用途）の検討が必要であらう。

これらの成果から高屋敷館遺跡の11世紀の状態を推定してみると、西側に重点を置いた建物配置（施設の設置等）をしていることが理解できる。

例えば、土塁は西側（出入り口付近）では幅4 m以上の規模となるが、北側及び南側では幅1~1.5 mしかない。柱列（柵）も西側に面した部分にのみ設置されている。また、北・南側では壕近くまで建物が建つが、西側では柱列により壕付近に建物が建たない。など、西側と南北側では明確に形態が異なっている。

結果として、壕で囲まれた内部を均等に用い均等に全方向からの防御をすることなく、西側一方向のみを手厚く整備し、南北側からの攻撃には極端に手薄になることが容易に想像される。三方向を巡る壕については、ほぼ同様の深さとなるが、幅については、南側が北側に比較して2 mほど狭くなるなど、場所による差が著しい事が判明した。

この遺跡が防御を意図して誕生したとするならば、こういった様相は不自然ではないだろうか。

更に、出土遺物についても、鉄鏃や刀剣類などの武器・武具の類が鎌・鋤先といった農耕具に比べて特段に多いか、もしくは特異な様相を示しているといったことも見うけられない。錫杖状鉄製品や土鈴等の特殊な遺物が通常の集落より多く出土していることも、注目すべき点である。

前述までの調査成果を基に遺跡の姿を推定すると、高島成侑氏（前八戸工業大学教授）の手になる図（巻頭）の景観が浮かび上がる。未調査の遺構や未確認の遺構もあるため、実際には図以上の建物が建っていた可能性があるが、『浪岡町史第一巻』（2000, 3）で工藤清泰氏（現青森市史編纂室長）が時期区分した高屋敷館遺跡の11世紀の遺構配置を元に、現在推定できる範囲で推定図を制作していただいたものである。

建物の配置は、壕の西側ラインに規制されるかのように南北に三列認められる（未調査遺構及び未分析遺構があるので、さらに東へ列を設け、四列になるかもしれない）。これらの建物の間には前述のタタキによる通路が設けられた可能性がある。

周辺の発掘調査成果からは、南側の山元（1）遺跡で道路状遺構が検出され、高屋敷館遺跡主要部に隣接する北側の野尻（3）遺跡でも、北へと延びてゆく道路状遺構が検出されている。しかし、現在国道バイパスとなった主要部西側の調査で道路状遺構は検出されなかったことから、未調査箇所である土塁に隣接した西側に、南北に延びる道路が整備されていたことが考えられる（未調査のため位置・規模については不明である）。先ほどの防御性に疑問をもつ立場からは、道路が土塁に隣接するのも問題となろう。

以上を総合すると、11世紀の北奥において、地域が乱れ、危機感が増幅することから発生した「防御性集落」という解釈だけではなく、恒常的に人や物品が行き来する道路に面した「地域の有力者」の自己顕示集落として、高屋敷館遺跡のような環壕集落の発生が想定できはしないだろうか。

むろん、全ての環壕集落が同様であるとは言えない。ここであえて述べたのは、全ての11世紀の環壕集落について「防御性集落」と呼称し、性格付けるのは危険ではないかということである。「防御性」だけに限らない環壕集落の存在を想定する必要もあるのではないだろうか。ただし、自己顕示性とした集落も、出自は防御機能を表す土塁と壕からなることは事実である。要は、作られた主目的がどの機能なのかの問題となるのではないか。

矛盾するようであるが、未だ「自己顕示性集落」とするには類例や遺構解釈上に問題が残ることも事実である。自己顕示という場合、集落の境界としての土塁と壕になる。ならば、これほど大規模な施設が必要になるのであろうか。今後の調査成果の増加と研究の進展を待ちたい。

最後に、前述までの考えを総合した上で、高屋敷館遺跡に対しては機能としての名称である「防御性集落」ではなく、現段階ではあくまでも形態としての名称である「環壕集落」と呼称すべきであると考えられる。

(参考資料)

1. 史跡の地籍等

所在地 青森市浪岡大字高屋敷字野尻

面積 29,762.72m²

2. 高屋敷館遺跡の事業の推移

高屋敷館遺跡の発掘調査に着手してから、今日までの経緯は以下のとおりである。

平成6・7年度 青森県埋蔵文化財調査センターによる発掘調査事業(国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う緊急発掘調査)

平成8年度 浪岡町教育委員会による発掘調査事業

平成12年9月 高屋敷館遺跡活用検討委員会組織

平成13年1月29日 国指定史跡となる

平成13年2月15日 高屋敷館遺跡活用検討委員会「意見書」答申

平成13年度 公有化事業開始(～平成14年度事業、一部15年度へ繰り越し)

平成16年度 浪岡町教育委員会により環境整備事業(発掘調査及び遺構保護盛土)実施。
史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会組織

平成17年度 青森市教育委員会浪岡教育事務所により環境整備事業(発掘調査及び保護盛土工事)実施。

3. 高屋敷館遺跡活用検討委員会(平成12年度)

平成12年度に地域住民を主体に、利活用に関する希望をまとめ、提言書を作成していただいた。

高屋敷館遺跡活用検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高屋敷館遺跡の国史跡指定にあたって、「中世の里」浪岡町にふさわしい史跡公園として保存・整備及び活用の基本方針を得るため、高屋敷館遺跡活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、浪岡町教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 高屋敷地区町民の代表者

(3) 浪岡町教育委員会が必要と認める者

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高屋敷館遺跡の保存・整備及び活用の基本方針(以下、「保存・整備及び活用の基本方針」という。)の策定に関すること。
- (2) 保存・整備及び活用の基本方針の策定に必要な資料の調査研究に関すること。
- (3) その他、保存・整備及び活用の基本方針の策定に必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成12年9月から平成13年3月までとする。ただし、委員は保存・整備及び活用の基本方針の策定が終了したときは解任されるものとする。

(職務)

第5条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、浪岡町教育委員会生涯学習課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月26日から施行する。

高屋敷館遺跡活用検討委員会名簿(平成12年9月時、敬称略)

NO.	氏 名	役 職
1	加 藤 康	浪岡町議会議員
2	古 村 一 雄	〃
3	森 正 史	浪岡農業共同組合りんご代表委員会委員長
4	古 村 哲 三	高屋敷町内会会長
5	小笠原 勲	前青森県文化財保護委員
6	佐 藤 道 留	婆娑羅凡人舎舎員
7	斉 藤 とも子	浪岡町五十人委員会委員
8	長 内 孝 緑	浪岡北小学校PTA会長

史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会（平成16年度）

平成16年度に浪岡町において環境整備に係る委員会を設置し、整備構想を検討した。

史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会設置要項

（目的）

第1条 浪岡町教育委員会が史跡・高屋敷館遺跡を『史跡公園』として環境整備するにあたり、基本方針及び基本計画を検討し、町民および町内外の人々に活用される『史跡公園』のための環境整備を実施するため、史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（設置と事務局）

第2条 委員会は、浪岡町教育委員会生涯学習課文化班内に設置し、文化班員が事務局員となる。

（委員・参与）

第3条 委員会は、10名以内の委員及び参与をもって構成する。

2 委員は、第1条の目的を達成するため委員会に出席し、議事案件に対し自らの意見を述べることができる。

3 参与は、第1条の目的を達成するため委員会に出席し、議事案件に対し指導することができる。

（委嘱と任期）

第4条 委員及び参与は、浪岡町教育委員会教育長が委嘱し、任期は委嘱年度の年度末までとする。ただし、再任はさまたげない。

（役員）

第5条 委員会に次の役員を置き、委員の互選によって選出する。

委員長 1名

副委員長 1名

（役員の任務）

第6条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会開催時の議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故ある時、委員長の代理を勤める。

（招集）

第7条 委員会の招集は浪岡町教育委員会教育長が行う。

（議事）

第8条 委員会は、教育委員会から提示された議事案件に対し、目的達成のための意見交換を行い、教育委員会が実施する環境整備事業に対し提言・指導できる。

（附則）

第9条 本要項に対応する事務的事項は、別項で定める以外浪岡町教育委員会事務専決規程を準用する。

（補則）

第10条 本要項は、平成16年4月19日から施行する。

委員等名簿（平成16年4月時、敬称略）

	氏 名	職 名	備 考（主な対応関係）
委員			
1	村 越 潔	青森大学教授・弘前大学名誉教授	（環境整備総合提言・指導）
2	三 浦 貞栄治	浪岡町文化財審議会会長	（整備・活用に係る提言・指導）
3	佐 藤 道 留	娑娑羅凡人舎代表	（住民意向に係る提言・指導）
4	小 口 雅 史	法政大学文学部教授	（文献史学に係る提言・指導）
5	関 根 達 人	弘前大学人文学部助教授	（考古学に係る提言・指導）
6	高 島 成 侑	八戸工業大学教授	（建造物に係る提言・指導）
7	古 村 哲 三	高屋敷町内会長	（将来管理計画に係る提言）
8	斎 藤 とも子	浪岡町歴史ボランティアの会副会長	（史跡活用に係る提言）
参与			
9	小 野 健 吉	文化庁記念物課主任調査官	（史跡環境整備総合指導）
10	相 馬 信 吉	青森県教育委員会文化財保護課 埋蔵文化財グループリーダー	（史跡環境整備総合指導）

引用文献・参考文献

『高屋敷館遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書 第243集 1998 青森県教育委員会

『浪岡町史 第一巻』 2000 浪岡町

『浪岡町史 第二巻』 2004 浪岡町

「史跡高屋敷館遺跡発掘調査報告書」 『平成16年度 浪岡町文化財紀要』 2005 浪岡町教育委員会

『野尻（2）遺跡 ・野尻（3）遺跡・野尻（4）遺跡』 青森県埋蔵文化財調査報告書第186集

1995 青森県教育委員会

『山元（1）遺跡 国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告』

青森県埋蔵文化財調査報告書第395集 2005 青森県教育委員会

発掘調査抄録

ふりがな	くにしせきたかやしきだていせきかんきょうせいびほうこくしょ							
書名	国史跡高屋敷館遺跡環境整備報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名	環境整備に係る報告書							
シリーズ番号								
執筆者名	木村 浩一・竹ヶ原 亜希							
編集機関	青森市教育委員会浪岡教育事務所							
所在地	038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1 tel.0172 - 62 - 3004							
発行年月日	2006年3月27日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査面積	調査期間	調査原因
高屋敷館遺跡	青森市浪岡	市町村	遺跡番号	40°	140°	1,270m ²	8月16日	史跡整備
	大字高屋敷	02364	29003	44	35		~	
	字野尻			20	04		12月5日	
所収遺跡	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		
高屋敷館遺跡	集落	古代		柱列跡・溝跡・性格不明遺構		土師器・須恵器・鉄製品などテンバコ3箱		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高屋敷館遺跡主要部の大まかな遺構配置が確認できた。 ・遺構面までの覆土が極めて薄いことが確認されたため、整備にあたっては十分な盛土による保存を行う必要がある。 ・史跡南側の未調査部についても、遺構の広がりを確認することができた。 							

写真 1 主要部遺構確認状態



R-13区南北方向トレンチ



SA-03・04、SX-13・14・15・16・17・18・19・33・34・35・36・51

写真2 主要部遺構確認状態



SA-01、SD-01・02、SX-01・02・03・04・20・28・37・38・39・52・53



SI-01、SA-05・06、SD-03、Pit-01・02、SX-05・07・08・09・
10・11・12・22・40・42・43・54・55・56・57・58・59

写真3 主要部遺構確認状態



SX-23・24・25・44・45・46・47



SX-23・24・25・26・27・31・45・46・47・48・49・50

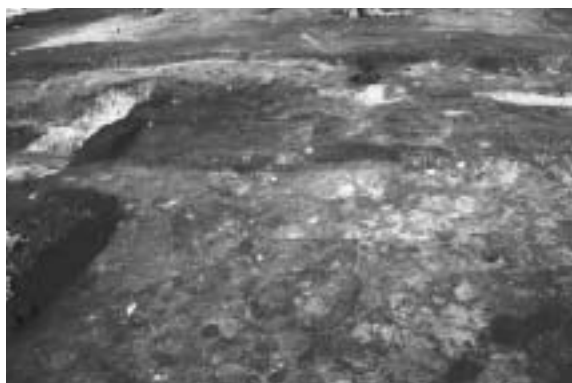
写真 4 主要部遺構確認状態



SIF-01



Pit-01、SA-06、SX-07



Pit-01、02



SA-03



Pit-01



Pit-02、SX-09



SX-57



SX-29・30

写真5 主要部遺構確認状態



R-13区 北方向へのトレンチ



15ライン トレンチ



17ライン トレンチ



北土塁とSA-02



19ライン トレンチ



23ライン トレンチ



O-22区 南北方向セクション



北土塁 (S・T-23・24区周辺)

写真 6 主要部遺構確認状態



25ライン トレンチ



27ライン トレンチ



29ライン トレンチ



Q-31区土塁トレンチ



主要部北西から

写真7 南北トレンチ遺構確認状態



南北トレンチ



SD-04確認



SD-05完掘



SD-06完掘



SD-07完掘



SX-60

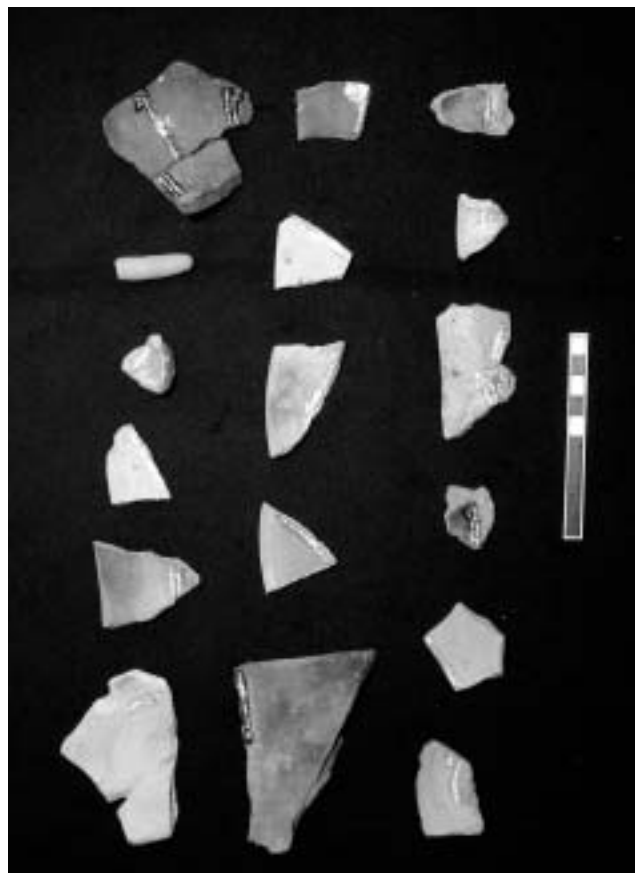


SX-61東から

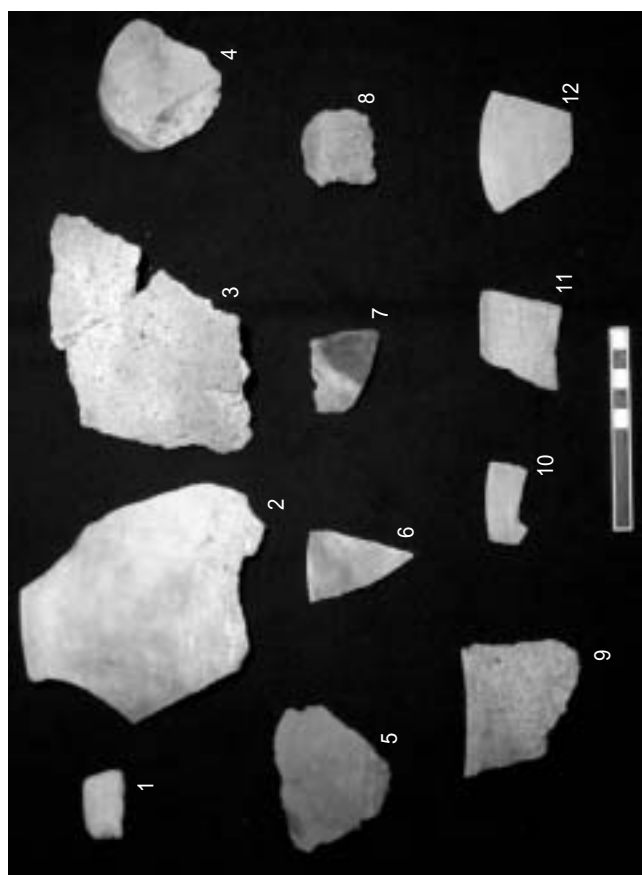
写真 8 出土遺物



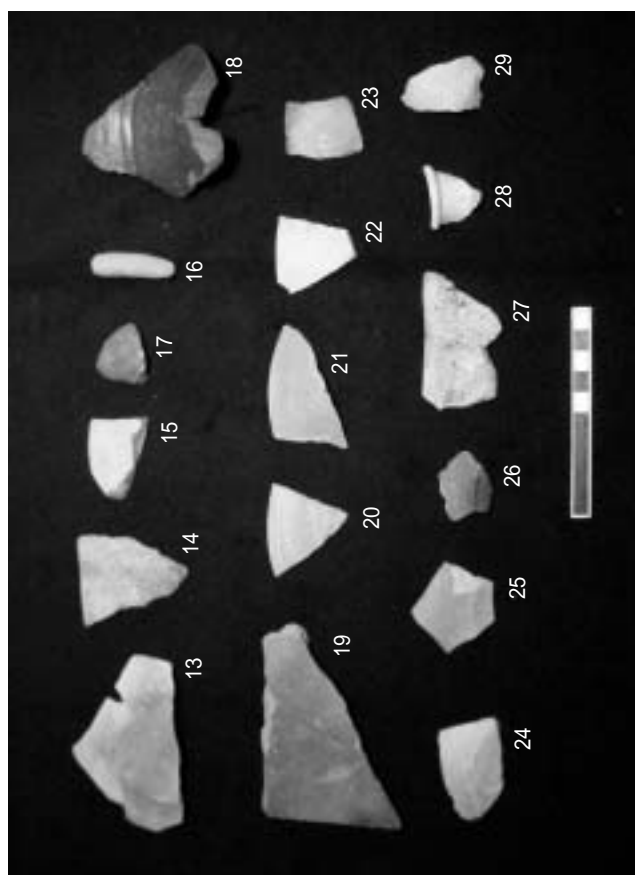
1 ~ 12裏



13 ~ 29裏



1 ~ 12表

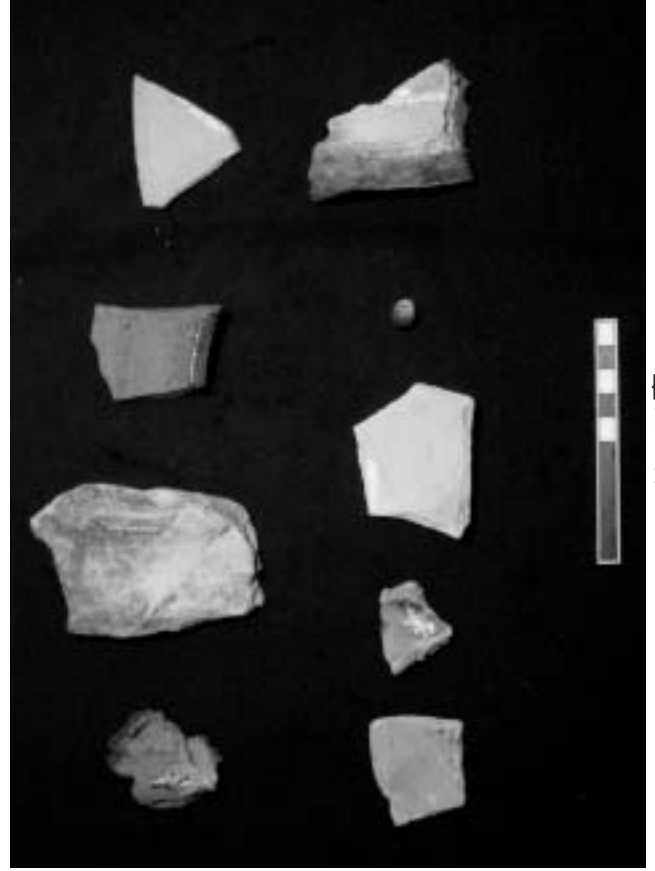


13 ~ 29表

写真 9 出土遺物



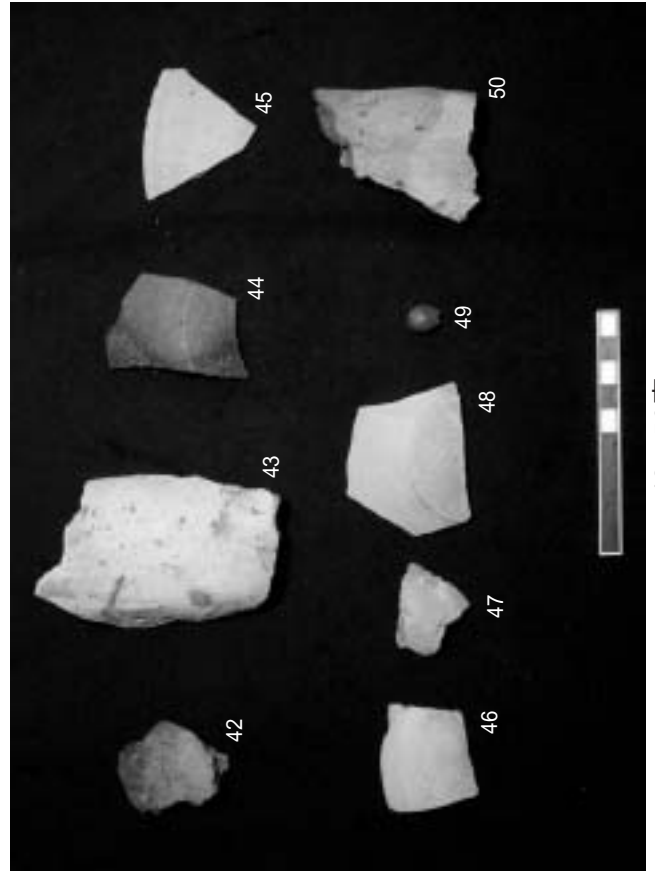
30 ~ 41裏



42 ~ 50裏



30 ~ 41表



42 ~ 50表

**青森市埋蔵文化財調査報告書 第88集
国史跡高屋敷館遺跡環境整備報告書**

発行年月日 平成18年 3月27日

発行 青森市教育委員会浪岡教育事務所

〒038-1311青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

TEL 0172-62-3004

FAX 0172-62-8166

印刷 東北印刷工業株式会社

〒030-0902 青森県青森市合浦1丁目2-12

TEL 017-742-2221

FAX 017-765-1115